

平成21年第4回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成21年6月11日（木曜日）

議事日程 第1号

平成21年6月11日（木曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 請願・陳情文書表
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成20年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第2号 平成20年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第3号 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について
- 日程第7 報告第4号 財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告について
- 日程第8 報告第5号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第9 諸問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第10 議案第75号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
議案第76号 みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活
性化のための固定資産の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第11 議案第77号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第78号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第80号 平成21年度みなかみ町国民健康保険会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番 前田善成君	2番 阿部賢一君
3番 林彦君	4番 山田庄一君
5番 河合生博君	6番 林喜美雄君
7番 原澤良輝君	8番 穂苅清一君
9番 島崎栄一君	10番 高橋市郎君
11番 久保秀雄君	12番 小野章一君
13番 中村正君	14番 鈴木幸久君
15番 河合幸雄君	16番 鈴木勲君
17番 森下直君	18番 根津公安君
19番 速水一浩君	20番 本多秀律君
21番 倉澤長男君	22番 阿部源三君
23番 傳田創司君	

欠席議員 なし

会議録署名議員

1番 前田善成君 12番 小野章一君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部正君
新治支所長	関章司君	総合政策課長	石坂武君
税務課長	木村一夫君	町民福祉課長	石川晃君
子育て健康課長	木暮勤君	生活環境課長	山賀晃男君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	林昭君
地域整備課長	増田伸之君	教育課長	青木寿君

開会

午前9時開会

議長（傳田創司君） みなさん、お早うございます。

今日は、議会運営委員会等、早朝より大変にご苦労さまです。

また、議員各位におかれましては、閉会中の諸活動、大変に有り難うございました。

心より感謝申し上げます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は23名で定足数に達しておりますので、会議は成立了しました。

なお、議場内の温度が暑く感じられるようありましたら、上着につきましては、ご自由にお願いを申し上げます。

また、本日、当局より、町報取材のため、傍聴席より写真撮影の申し入れがあり、許可をしておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

これより平成21年第4回（6月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 6月定例議会の開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

木々の緑も深くなり、紫陽花も日毎に色鮮やかになってきました。

議員各位には、6月定例議会を招集致しましたところ、早速、ご参集賜わりまして厚く御礼を申し上げます。

さて、出口の見えない不況と新型インフルエンザ等の影響から、町内の各温泉地に入り込みが減少しております、その対策に苦慮しております。

加えて、米国から世界に広がった金融・経済危機は、我が国の経済活動を根本から問いかけています。そして、地方からは雇用の安定と景気回復、さらには、内需拡大の叫びが日増しに高まっています。

この時に政府は21年度補正予算で、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」、「地域活性化・公共投資臨時交付金」を創設して、地方自治体を積極的に支援する方針を示しました。

この事は本町にとって、またと無いチャンスの到来であり、この機会に都市計画道路の整備、JR各駅前の整備、全町光ファイバー網の整備、耐震補強等の教育施設整備、さらにはJR等のDC（ディスティネーション・キャンペーン）と連携した観光宣伝、環境宣言に基づく森林整備等の懸案事項に取り組み、新生「みなかみ町」の基盤を構築する考えであります。

詳細につきましては後刻、「行政報告」で申し上げたいと思います。

お陰様さまで、「行財政改革」と「豊かな自然と共生」を掲げた平成21年度予算も決まり、新年度も順調にスタートすることができました。

さらには、進出が内定しております「総合食品メーカー」の土地売買仮契約調印式も、4月28日に無事完了し、現在は農地法等の手続きを行っております。そして、今月下旬には土地造成に着手をし、工場の建設工事は11月中旬に着工の予定であります。

以上のとおり、当面する町の諸課題について、その方向を定める事ができました。

そこで、先の議会で鈴木勲議員から、「次期町長選挙の真意について」のご質問を頂いておりますので、この機会に私の考えを述べたいと思います。

私は今から4年前、町村合併後の初代町長選挙に「鈴木和雄のマニフェスト（公約）」を掲げて立候補し、当選の栄誉を与えて頂きました。あの時の感激は、私の生涯の宝物であり、心から感謝と御礼を申し上げます。

そして、今日まで私が常に考えてきた事は、町長の責任であります。それは町を維持・発展させる責任であり、厳しい財政を再建させる責任であります。

そのためには、行財政改革、地場産業の振興、さらには企業誘致等で雇用の拡大に努め、町の財政力の向上と町民が安心して暮らせる町づくりであります。

私は町長に就任以来、町民皆さんとの暖かいご支援とお力添えを頂きながら、「自治愛郷」を心に刻み、ひたすら「財政再建」と「夢のある町づくり」に邁進してまいりました。

私の公約は、一期4年間で町財政の健全化と懸案の諸事業に道筋を付けて“日本一の町づくり”の礎を構築し、新進気鋭の町長にバトンタッチする事であります。

マニフェストの作成時には、一期4年では短すぎるとの意見もありましたが、私は“志ある者事ついに成る”の言葉のように、目標を定めて一意専心尽力すれば、茨の道も必ず拓けると信じて努力をしてまいりました。

3月議会では、「大地に下ろした幼木は風雪に耐えて、しっかりと根を張り、やがては天高くそびえる大木になる。」と、自然の摂理に例えて町政の在るべき姿を申し上げました。

この自然の営みは、私達に大きな夢と希望を与えてくれますが、みなみ町が大木になるべく「財政再建」を行い、懸案の諸事業に道筋を付けて「行財政改革行動指針」を示すことができました。

私は地方政治に参画して38年余になりますが、この間、21年になんなんとする長い年月、新治村長として、さらには初代・みなみ町長として、活躍の場を与えて頂きました。これまでに賜わりました、議員並びに町民皆さんとの厚誼とお力添えに、深甚なる謝意を表する次第であります。

今期も残すところ4ヶ月余りとなりましたが、私は自分自身の選挙公約と行動力を考えて、今限りで引退することを決意しました。6月8日には、「清流（せせらぎ）会・鈴木和雄後援会役員会」で引退表明を行いましたが、皆さんからは続投という暖かいご議決を頂きました。

しかし、愛郷みなみ町の更なる発展を想えば、時世に挑戦する勇気と、これを乗り切る知力と体力を兼ね備えたリーダーが、この町にはどうしても必要であります。

町民皆さんのお力で、新町長の選出を心からお願い申し上げる次第であります。

今、新生「みなみ町」と名付けた幼木は、議員を始め、町民皆さんのお力で、愛郷の大地にしっかりと根を張ることができました。この幼い木が厳しい風雪に耐えて大木に成長するには、更に太陽と大地のエネルギーを充分に吸収して、幹を太らせ、健全な根を張る

ことが肝心であります。

そのためには、豊かな知性と愛郷心に富み、町づくりに情熱を燃やし、利に惑わされず義を貫き、思いやりのある新進気鋭のリーダーが求められます。

願わくば、町民皆さんの力を結集して、群馬県政は勿論のこと、国政にも太いパイプを持ち、真に新町「みなかみ」のために粉骨碎身の努力を惜しまぬ新町長の誕生を熱望する次第であります。

愛郷心に燃える議員各位の力強いご指導を、心からお願い申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただきます件は、報告5件、諮問1件、条例改正4件、補正予算2件であります。後刻、提案理由等、申し上げますけれども、十分にご審議をいただき、適切なる決定をいただきますように心からお願いを申し上げまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

開 議

議 長（傳田創司君） ただ今、町長のご挨拶が終了いたしました。

挨拶の内容の一端に、任期後に対する町長の現在の気持ちが述べられました。

その中には、今後の対応について、我々議会に対するお願ひご協力のお話しも含まれていたと思います。それぞれの立場で今後よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

1番 前田善成君

12番 小野章一君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月11日より、6月19日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月19日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長（傳田創司君）　日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例議会後の議長における主な事件について、ご報告申し上げます。

4月13日 県出先機関所属長歓送迎会が沼田ベラヴィータで開催され、ご案内をいただき出席し懇親を深めてまいりました。

4月14～15日 利根沼田広域市町村圏整備組合議会政策研修で、広域圏議員、中村副議長と共に、㈱ツムラ茨城工場と千葉大学環境健康都市園芸フィールド科学教育センターの視察に参加いたしました。

目的は、利根沼田の農業に対する視察であり、当帰（とうき）という生薬の連作障害等の研究を進めるための研修되었습니다。

4月20日 毎年恒例の利根沼田市町村懇談会が、ホテル水上館で開催され、平成21年度県予算の説明など、大沢知事も参加のもとに行われました。

4月22日 片品村の戸倉ダム建設中止に伴う補償としての戸倉地区整備事業が完成され、「片品村ぶらり館」広場にて完成式典が執行され、出席させて頂きました。

知事を始め、国・県の関係者も出席されており、各施設の見学会にも参加してまいりました。

5月14日 利根郡町村議会議長会協議会、利根沼田広域市町村議会議長会協議会、利根沼田学校組合議会議員協議会、利根郡体育協会総会が、沼田文化会館において開催されました。各々、組織、団体の任期による役員改選等、また提出議案はすべて原案どおり議決をされております。

5月23日 第63回群馬県植樹祭が、「その緑 未来へおくる宝もの」をテーマに、沼田サラダパークで開催され、副議長に出席して頂いております。

同日 「新緑と芸術、水上温泉フェスタ」が、5月23日から6月7日まで水上地区、湯原温泉公園を主会場に開催され、オープニング式典に関係議員と共に出席。

また、芸大生の絵の展示場なども見学し、今後の湯原活性化に期待するところがありました。

5月31日 利根沼田勤労者ソフトボール大会が、沼田運動公園で雨の中、開催されました。私は、郡議長会長として招待を受けましたが、残念なことに、みなかみ町からの参加はありませんでした。

6月1～2日 群馬県町村議長、事務局長合同研修会が、恒例により、東京全国町村会館にて開催され、初日は、群馬県町村議会議長会臨時総会と元都道府県議会議長会議事調査部長 野村稔氏の講演を受けました。

続く二日目は、慶應義塾大学法学部教授 片山善博氏の「地方自治の展望と課題」と元岐阜県立森林文化アカデミー教授 篠田暢之氏の「森の文化」をテーマに講演を受けてまいりました。

以上でありますが、今期閉会中には、年度切り替え等もありまして、各組織、機関、諸団体等の通常総会やイベントなどが多く、関係する議員の方々に大変にお世話になったことを申し添え、感謝とお礼を含めて、諸報告といたします。

議 長（傳田創司君）　これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議 長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 行政報告を2件させていただきます。

少し、長くなりますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、1点目は、夢ひらくみなかみ町、国の補正予算等の使途についてであります。

今の世相は公共事業を悪とする風潮が流れていますが、これは政治権力等による誤った考えです。また、道路問題はB/C等、交通量の議論に終始していますが、首都圏等の水瓶であるダムの危機管理の道路はどう考えているのでしょうか。地震や外的要因によるダムの破壊等を考えれば、水源地を擁護し、下流域の安全対策上から危機管理用道路の建設が急務であります。

また、日本は災害列島と言われるように、土砂災害危険箇所が52万5,000ヶ所、県内だけでも7,400ヶ所余りあり、公共事業なくして国民の安全と生命・財産を守る事はできないのです。

加えて、公共事業は社会資本の整備や災害対策だけでなく、雇用の拡大と景気対策にも繋がり、地方を蘇らせて日本経済を再生します。この度、政権与党はかつてない大幅な財政出動を決断しましたが、この事は地方に夢と活力を与える勇断であり、万雷の拍手を送る次第であります。

国会は先月29日、総額15兆円に及ぶ第1次補正予算を可決しました。

この補正予算は景気の底割れを防ぐ、過去に例のない巨額なものであります。今年度の国家予算は、史上初めて100兆円の大台を超えます。

しかしながら、補正予算の財源は10兆8,000億円が国債等の借金であり、将来のプライマリーバランス（基礎的財政収支）等を考えれば、超大型補正予算は今回限りと判断すべきであり、この補正予算はまたとないチャンスです。特に、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」1兆円と「地域活性化・公共投資臨時交付金」1兆3,790億円を合わせた約2兆4,000億円の地方対策は、三位一体の改革で財政悪化の地方自治体にとって、正に救いの神であります。

私は、予てから「地方分権は構想力を競う時代」と主張し、公共交通環境の整備、都市計画道路の整備、情報インフラの整備、教育施設の整備、更には『みなかみ・水・環境力』宣言に基づく諸施策等、「夢のある町づくり」を提唱してきました。

しかし、みなかみ町は財政再建中であり、そんな事ができるかと揶揄もされましたが、“志ある者事ついに成る”の信念で努力を重ねてきました。

そして、この度の国の補正予算は、議会一般質問での提案・要望、区長要望、更には構

想に基づく諸事業の多くが実現できる見通しであります。併せて、最小の支出で最大の効果を上げることができ、財政的にも健全化の方向に大きく歩み出すことができます。

それでは「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用する事業について申し上げます。みなかみ町の交付限度額は3億8,000万円余りの見込みであり、以下の事業を計画し、国に申請する考えであります。

公共交通環境の整備は、後閑駅前と上牧駅前の駐車場整備を行います。特に、後閑駅は乗降客数1日2,050名と町内の駅で一番多く、通勤や通学等にとって欠くことの出来ない駅です。

しかしながら、駅前広場が狭く、駐車場スペースが少ないために、その対応策が急がれています。このため、JAが所有するAコープ跡地等を購入して町民駐車場を整備し、都市計画事業と合わせて後閑駅の利便性を高めたいと考えています。

尚、上毛高原駅は20年度の補正予算で観光センターのリニューアルに着手しますが、今後の駅前整備は群馬県・JRと緊密な連携の下に進めてまいります。また、水上駅はJRの駅舎改築事業と歩調を合わせて、駅前整備を進める考えであります。

環境関連では、給食センターに太陽光発電を整備します。

観光関連では教育旅行の誘致やエコツーリズムを念頭に、谷川・一の倉沢、奥利根湖を想定して電気バス又は小型高速艇の購入を検討します。また、猿ヶ京温泉内の歌碑の移設、たくみの里予約システムの構築、更にはJRとのDC関連の事業等を行います。商工関連では生活支援と町内での消費を盛んにするために、プレミア付き商品券の発行を継続します。

道路網の整備では、消雪施設の改修及び町道の舗装補修等を行い、農林業の振興施策では、除間伐等の森林整備に取り組み、更には沢入、石倉、四ヶ村等の小規模土地改良事業を行います。

子育て支援では、園児の安全対策でこども園児用のバス2台を購入し、学校教育では地デジ対策、教育コンピュータ整備等を行います。

また、水道では、猿ヶ京簡水及び大穴簡水の汚濁防止事業を実施します。

以上が「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用した主な事業であり、総事業費は、約5億円余になる見込みであります。

次に、「地域活性化・公共投資臨時交付金」を活用する事業について申し上げます。

情報基盤整備では、藤原地区と猿ヶ京地区のブロードバンド整備事業を申請し、これによって町内の全域で高速インターネットの利用を可能にします。

住環境整備では、高日向町営住宅の赤水対策を実施します。市街地整備では、念願の町組と真政、更には後閑を繋ぐ都市計画道路に着工し、後閑駅前の駐車場整備に合わせて中心市街地の活性化を図ります。

下水事業では、懸案の水上中央幹線整備事業に着手します。

最大の懸案事項である教育施設整備は、全ての小中学校の耐震化を図ると共に、暖房機具を更新し、水上中学校改築事業に着手します。

また、前々から要望のありましたホッケー場の人工芝への張り替えは、イベントや全国

大会等の誘致を促進すると共に、ホッケー・サッカーを始めとする各種スポーツの振興を図り、併せて観光産業の振興・発展を期待して行うことにしました。この件は国の補正予算を契機に、合併補助金と合併特例債を有効活用して、夢ひらく構想の実現に取り組むものです。

これらの事業は総額で30億円となり、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」と合わせますと、35億円に達する見込みであります。

以上、国の補正予算等の使途について、主な事業を申し上げました。実施にあたっては、今月20日までに計画書を県に提出し、受理されれば補正予算を作成し、7月早々に臨時議会でご審議を願う予定であります。

議員各位のご指導とお力添えをお願い申し上げます。

次に、**中学生海外派遣事業中止について**であります。

教育委員会では、みなかみ町在住の中学生が、国際的な視野を広めると共に、生きた英語に接し、語学力を更に深める事を目的に中学生海外派遣事業を計画していました。

新年度に入り4月には、管内中学校等の協力により、「みなかみ町中学生海外派遣事業推進委員会」を立ち上げて、5月には議会全員協議会後に、町内中学校の3年生全員を対象とする参加募集を行いました。

その結果、定員15名のところ、17名の生徒から応募があり、派遣に向けて事務を進めておりました。

しかし、新型インフルエンザ感染の拡大により、県内の他市町村から、海外派遣事業の中止が聞かれる中、6月3日の午後に、オーストラリアのホームステイ予定地であるクイーンズランド州教育省から「日本国内での新型インフルエンザウィルス感染拡大により、日本からの学生ツアーの受入監視態勢を強化する」旨の通達が発令されました。

この結果、日本人学生はオーストラリア入国後、7日間は学校等の教育機関を訪問できないとの連絡があり、今期は安全を最優先に考えて海外派遣事業を断念致したところであります。今回、応募された中学生には、これまでの経緯等を説明して、中止についての理解を得たいと思っております。

しかし、今後も英語力の向上と異文化の理解を深めるために、来年度は海外派遣事業の環境が整えば、実施して行きたいと考えております。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上2件の行政報告であります。

議長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（傳田創司君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成21年第4回（6月）みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第2号	諏訪神社舞殿（重要文化財）改修について	みなかみ町藤原3480-1 諏訪神社改修奉賛会長 阿部和廣ほか1人 鈴木勲 河合幸雄	平成21年5月13日 総務文教常任委員会
	【請願趣旨】		
	<p>諏訪神社は、藤原の中心にあり、古来（1200年以前）より、地区住民総ての崇敬の守護社であり、毎秋には古典郷土芸能、歴史ある獅子舞の奉納による大祭を行事しており、地区民の心の拠り所でもあります。</p> <p>舞殿が朽ち屋根替えを主に改修を致すこととなりました。</p> <p>なお、13年前に屋根替えを行いました際、町より大変な助成を戴いております。貴職におかれましては、内容をご理解下さり、特段の助成を請願申し上げます。</p> <p>（別添見積書参照願います。）</p>		
	【請願事項】		
	諏訪神社舞殿の屋根替え改修工事に助成をして下さい。		

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第3号	上毛高原駅前のSLをJR水上駅周辺に移設を求める請願	みなかみ町鹿野沢98-1 鹿野沢区長 小林忠雄ほか3人 河合幸雄 鈴木幸久 根津公安 中村正 阿部賢一	平成21年5月28日 産業観光常任委員会
	【請願趣旨】		
	<p>ここ数年、SLの運行回数は、JR東日本の力添えで昨年は45往復していただき、写真撮影の鉄道ファンを含めると延べ2万人、ゴールデンウィークだけでも、2千人のお客様が来町されています。</p> <p>ところが、昨年、実際に運行をしている日本で1台しかない「D51」が故障して修理が間に合わず、今年のゴールデンウィークには、SL運行がありませんでした。代わりに、お召し列車を引く「ディーゼル機関車」の運行がありましたが、SLほどではなく、あらためて「SL人気」を再認識させられました。</p>		

また昨年、アニメ「鉄子の旅」がヒットして、女性鉄道ファンにも火を付け、「鉄子」が流行語にもノミネートをされ、大宮に開館した鉄道博物館も人気を呼んでいます。

このような中で、以前から、水上地区内にあった「旧水上機関地区跡地」に、D51の実車展示要望が再燃し、さらに5月10日付けの上毛新聞に、観光センター改修と上毛高原駅前広場整備の記事が掲載され、整備計画の中に駅前のSL移設があるとすれば、ぜひ歴史ある「旧水上機関地区」跡地周辺に移設していただきたい、合わせて、水紀行館駐車場にある電気機関車の1号機であるELも移設していただき、現存する転車台と相まって、鉄道ファンの方々に楽しんできただければと思います。

水上駅は、昭和6年の上越線全線開通に伴い、表日本と裏日本を結ぶ大動脈の起点駅として、機関区（200人体制）と保線区（50人体制）を有し、上越線では一番大きな機関区で、上野から水上まで牽引してきたSLが新潟県に抜けるには、勾配が急で長いトンネルを通過するため、ELに切り替えて運行せざるを得ず、上越線では水上・湯沢間の電化が最も早かったと聞いています。

のことからも、旧水上機関地区は、SLとELの聖地であると言っても過言ではなく、ピク時には、家族を合わせ1千人を超える旧国鉄職員が、水上地区で生活し、旧国鉄職員やJR退職者にとっても、思い入れの深い地であり、移設に関して、関係者の皆様にもご理解いただけるものと思います。

以上の理由から、請願者の総意をもって、請願いたします。

【請願事項】

上毛高原駅前のSLをJR水上駅周辺に移設して下さい。

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第4号	月夜野総合グラウンドにトイレ設置のお願い	みなかみ町月夜野392-2 町組区長 武田利男ほか8人	平成21年6月1日
		阿部 源三 倉澤 長男 高橋 市郎	総務文教常任委員会

【請願趣旨】

月夜野総合グラウンドは、総合運動場として、月夜野地区はもとより、町のスポーツ少年団、老人会、消防団等、各種団体の練習や大会のイベント会場として、多数の町民が毎日利用をしています。現在、総合グラウンドの仮設トイレが、壊れしており、河川内のグラウンドですから、建物を建設することは出来なくとも、使用者が安心して、使えるトイレの設置・検討をお願い申し上げます。

【請願事項】

月夜野総合グラウンドに安心して使用できるトイレの設置・検討をして下さい。

平成21年第4回（6月）みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第1号	水上地区（鹿野沢～栗沢）の道路整備について	みなかみ町藤原74 区長会水上支部長 綱子区長 中島信義ほか 賛同者 16人 河合幸雄 鈴木幸久	平成21年3月18日 産業観光常任委員会
<p>【陳情趣旨】</p> <p>平成10年9月、平成14年7月に発生した綱子・大穴地区の土石流災害は、水上地区ではかつてない大規模なものであり、国道291号線は土石に埋め尽くされ、交通遮断の状態が続きました。その間、ライフラインは寸断され、災害現場から北側の地区住民を始め、来訪者の方々は生活の不便さを余儀なくされたばかりか、大きな不安を抱え安心した生活が営めませんでした。</p> <p>幸い関係機関の早急な対応により、復旧がなされました。今後また災害が発生しないか、道路遮断はあるのかなど不安な日々を送っている状況であります。</p> <p>鹿野沢にある水上支所から以北地区の生活ラインは、急峻な地形の国道291号線1本だけの道路構造で成り立っているため、一度災害等の交通遮断が発生すると住民の生活権を奪われることになり、死活問題になりかねません。</p> <p>当地区は、谷川岳、尾瀬、ダム群、自然休養林、スキー場等、自然・景観を活かした箇所を有すると共に玄関口にもあたり、多くの方々が来て下さるため、来訪イメージに損益を与えるばかりか、地区観光関連事業者活動にも影響を及ぼします。</p> <p>つきましては、地区住民の安定した日常生活や繁栄、来訪者の安全・安心に結びつくライフゲインを確保するためにも、早急に利根川左岸にバイパス、道路、橋梁等の整備をしていただきますよう、みなかみ町と共に、県及び国に善処を求めるよう働きかけていただきたく、地区住民の相違を以て、陳情致します。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>災害時に道路遮断される水上地区（鹿野沢～栗沢）の道路整備をして下さい。</p>			

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日	
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会	
陳情第2号	町推進事業に係る地元小規模事業者の利用に関する陳情	みなかみ町月夜野938-1 町商工会長 須田松雄	平成21年4月30日	
		河合幸雄 中村正 林一彦	産業観光常任委員会	
【陳情趣旨】				
<p>日頃より本会にご指導、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>この度は定額給付金事業におきまして、プレミアム付き商品券の発売、旅館・ホテルに対しましては、キャッシュバックサービスと、地域経済・地域振興策にご支援いただきますことに心より感謝申し上げます。商工会といたしましても、商品券の発行に向け準備しているところですが、春の訪れとともに、気候は緩んできましたが、景気は後退したままであります。</p> <p>年明け来、会員の減少が目立ち、各事業所の自助努力も限界に達していることは否めません。そこで優良企業の誘致に向けて、造成や都市計画等の工事も始まるときっております。進出企業と商工会との連携も大切なことであり、町活性化のために共同体のごとく相互扶助の関係を築ければと望むところであります。</p>				
【陳情事項】				
<p>一、町が推進される事業につきましては、町内企業、地元商工会員の事業所をご利用していただきたい。</p>				

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日	
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会	
陳情第3号	沢入地内農道拡幅改良事業について	みなかみ町月夜野1801-1 上組区長 小林宗太朗 ほか	平成21年5月25日	
		賛同者 6人 根津公安	産業観光常任委員会	
【陳情趣旨】				
<p>沢入地内農道（二級町道）については、幅員が狭く、特に冬期において、急勾配のため、時々事故が発生しております。当該箇所は、農道ではありますが、地域の生活道路であり、平成9年度にも当時の区長を代表に陳情をいたしました経過もございますが、この度、再度、農道拡幅の陳情を申し上げます。</p>				
【陳情事項】				
<p>沢入地内農道（二級町道）の当該箇所を拡幅して下さい。</p>				

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日	
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会	
陳情第4号	駐車場設置のお願い	みなかみ町新巻859 NPO法人たくみ会 理事長 伊草 幸夫ほか2人	平成21年5月28日	
		本多 秀律 林 喜美雄 林 一彦 阿部 賢一	産業観光常任委員会	
【陳情趣旨】				
<p>たくみの里も昭和61年事業開始以来、23年が経過し、大変整備充実がされ、県下における優秀活性化事例として、国内外から多くの視察者も訪れているところであり、その発展ぶりに高い評価を得ている所であります。</p> <p>しかし、その反面、須川宿に一極集中化の傾向にあり、道の駅たくみの里から、遠距離に位置する笠原地区「陶芸の家」から「わら細工の家」までのルート、また東峰地区的庄屋通り周辺域は、観光過疎現象が著しく、たくみの家、工房の閉鎖という状況にあって、大変に厳しい状況にあります。これらの偏向を解消し、均衡あるエリアにすることが喫緊の課題であります。</p> <p>当該地域には、県の重要文化財「泰寧寺」や「大庄屋役宅」をはじめ、笠原地区の駒形観音堂、阿部一族の伝承文化財も保存されています。また、田園空間も素晴らしい地域であります。</p> <p>未利用文化の発掘も含め、関係者が一体となって環境整備や食開発（特産品）などの魅力づくりに努めていますが、この地域まで足を運んでくれるのは、なかなか難しい状況にあります。</p> <p>このような観点から、道の駅まで来られる観光客（大型バス）を仮称「寺通り駐車場」まで誘導出来る駐車場の整備をぜひ実施して下さいますよう関係代表者連署をもって陳情いたします。</p>				
【陳情事項】				
<p>たくみの里寺通りに駐車場を設置して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> たくみの里来訪者の須川宿集中化による格差の増大解消図って下さい。 地域資源活用による観光スポットの創設を図って下さい。（蔵通りの整備） 				

議長（傳田創司君） 以上、所管の委員会に付託しますので、よろしくお願ひいたします。

日程第6 報告第1号 平成20年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告

について

報告第2号 平成20年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（傳田創司君） 日程第6、報告第1号、平成20年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第3号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より一括して、報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 継続費、繰越明許費として平成20年度より、21年度へ繰り越した事業について、その額が決定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項並びに第146条第2項により、ご報告申し上げます。

最初に、**報告第1号、継続費**であります。この継続費は10款教育費の埋蔵文化財調査費であり、平成20年度から21年度までの2年間で調査報告書の作成を進めています。

総事業費は、1,053万6千円で、平成20年度の予算現額は589万6千円がありました。業務内容は主に埋蔵文化財調査報告書の作成ですが、業務の出来高を精査したところ、平成20年度予算現額の内232万1,188円を平成21年度へ遅次繰越しましたので、ご報告を申し上げます。

なお、業務は順調に進んでおり、今年度5冊の作成を以て完了する予定であります。

次に、**報告第2号について**ご説明申し上げます。

2款・総務費の定額給付金事業及び3款・民生費の子育て応援特別手当費におきましては、国の補正予算で可決時期が年度末のため平成20年度に実施できず、平成21年度へ繰り越したものであります。

6款・農林水産業費の小規模土地改良費は、用地・仮設工事の調整、農地法の手続き等に不測の時間を要したため、平成21年度へ繰り越したものであります。

7款・商工費の緊急消費拡大推進事業・観光センターリニューアル工事・香りの家駐車場舗装工事・観光振興事業費についても国の補正予算で年度末に可決された地域活性化・生活対策交付金を財源とした事業であり、事業実施の調整に不測の時間を要したため、それぞれ全額を平成21年度へ繰り越したものであります。

8款・土木費の道の駅整備事業・曲玉線落石防止柵設置工事費・町道栗沢西線路側ブロック補強工事費・町道北原三後沢線道路改良工事費についても、国の補正予算で年度末に可決された地域活性化・生活対策交付金を財源とした事業であり、事業実施の調整に不測の時間を要したため、それぞれ全額を平成21年度に繰り越したものであります。

水上駅周辺整備基本計画策定業務委託は、JRとの協議に不測の時間を要したため、全額を平成21年度に繰り越したものであります。

また、湯原地区まちづくり交付金事業は、用地交渉等において、地権者との協議に時間を費やしたため、平成21年度に繰り越したものであります。

後閑地区まちづくり交付金事業は、県との河川協議において、不測の時間を要したため、平成21年度に繰り越したものであります。

9款・消防費の谷川地区消防団車庫設置工事は、降雪のため工事が出来ず、平成21年度に繰り越したものであります。

10款・教育費の新治村誌編纂事業は、編集作業に不測の時間を要したため、平成21年度に繰り越したものであります。

11款・災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、河川管理者との協議に不足の時間

を要したため、平成21年度に繰り越したものであります。

次に、報告第3号、温泉事業特別会計であります。村有1号泉動力装置設置工事は、近隣源泉所有者1件の動力装置設置同意がいただけず、そのため県の許可が下りず、年内に工事の完成が見込めないため繰り越ししたものであります。

以上ご報告申し上げましたが、いずれもやむを得ない事情をご理解いただきたいと思う次第であります。以上をもちまして、ご報告とさせていただきます。

議長（傳田創司君） 以上で報告第1号、平成20年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第3号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計継続明許費繰越計算書の報告についてまでを終わります。

日程第7 報告第4号 財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告について

議長（傳田創司君） 日程第7、報告第4号、財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 報告第4号について、申し上げます。

公社事業は定款に代わる「寄附行為」により、8つの事業分野について取り組みながら、本年度で第16期目の決算を迎えました。

事業内容は多岐にわたりますが、収益を伴う事業展開のほか時代に適応した、社会的役割を果たす事業も実施しております。

それでは公社から報告を受けた事業報告並びに会計報告により、その内容について概略を申し上げます。

公社事業には、公益事業と収益事業とがありますが、公益事業を一般会計、収益事業を豊楽館会計・遊神館会計・桃李館会計に分けて事業を行っております。

一般会計の主な事業は、美しい村づくりを推進する中で、パンジー苗1万3千本を育成し、たくみの里地内及び公共施設に配布し、美しい村づくりに努めました。

また、本年度も資源リサイクルセンターと大峰育成牧場の管理運営業務を委託し、さらにさいたま市より新治ファミリーランドについても指定管理者として管理運営を実施しております。

農業関係では、パンジー、桜桃、高設苺の試験栽培を実施し、販売額は1,352万7千円がありました。今後も研究を継続し、期待に添うように努めてまいります。

次に豊楽館会計でありますが、来場者数は44万7千人で前年対比102%であり、事業収入では、2億3,780万7千円で前年対比100.2%の実績がありました。

農産物加工事業では、味噌・豆腐・納豆・こんにゃく・まんじゅう・竹の子の水煮・梅のカリカリ甘酢漬け等の加工品を製造し、また冬季の気候風土を活かした凍み豆腐の加工も行いました。合併後はみなかみ町全域に呼びかけ、そば・大豆の契約栽培を行っております。

のむヨーグルトの製造、販売事業についても、町内販売業者はもとより、沼田市、渋川市、前橋方面にも販売すると共に、学校給食センターにも納入し、町内の児童生徒にも飲

んで頂いております。

また、営業活動と併せて、イベント等にも積極的に参加し、販路の拡大を図ってまいりました。

また、東京都板橋区南銀座商店街にアンテナショップを出店し、農産物や公社の加工品等を販売しながら、観光宣伝及び誘客などの情報収集に努めてまいりました。

豊楽館関係の主な売上げ実績では、一般的な土産品の販売が4, 188万8千円で前年対比106.5%、農産物の直売では8, 324万2千円で前年対比99.8%、そば打ち体験は、1, 104万8千円で前年対比92.8%、ヨーグルトの販売は3, 431万1千円で前年対比102.2%の売上げでありました。

次に遊神館会計について、報告申し上げます。

遊神館事業では、入須川、恋越地区の活性化委員会の協力を得て、開設13周年記念イベントの開催、各種団体、組織等へダイレクトメールによる誘客宣伝に努力致しました。

また、町内の老人会や法事等の団体客の送迎を行うとともに、季節に合わせて食事メニューの見直しを実施し、お客様に満足して頂ける様に努力してまいりました。

しかし、入館者数では、91, 035人で前年対比96.9%、事業収入では5, 981万7千円で前年対比94.9%の実績となっていました。

次に桃李館会計について、報告申し上げます。

新巻果樹生産組合の協力を得て、イベントの開催及び旅行業者等へ誘客宣伝を実施し、ホテル、旅館とのタイアップも図って参りました。9種類すべての果物のもぎ取りができ、各果物の収穫時期に合せたイベントも行いました。アップルオーナー事業も大好評で昨年を上回る456件の販売実績を上げる事が出来ました。入館者数では60, 104人で、前年対比104%でした。

事業収入は、果物のもぎ取り、入園料、ジャム体験、パンづくり体験、バーベキュー、各種加工品、地域内の生乳を使用したアイスクリーム、農産物の直売等で事業収入は9, 106万5千円で前年対比109%と前年を上回る実績を上げることができました。

詳細については、今会期中に議員各位に対し、公社から説明を申し上げますので、その際充分にご検討いただければと思います。

以上が、財団法人新治農村公園公社の経営状況であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 以上で報告第4号、財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第8 報告第5号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（傳田創司君） 日程第8、報告第5号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 報告第5号について、ご報告申し上げます。

平成20年度の事業につきましては、新規事業として矢瀬蟹杵工業団地造成事業に着手

いたしました。

主な事業内容といたしましては、事業用地の買収、造成工事に係る測量設計及び土壌分析調査、所有権移転仮登記に伴う登記業務委託等を実施しました。

既保有地につきましては、うららの郷住宅地において、歩行者専用道路の整備に伴うリニューアル見学会を開催したほか、分譲単価について、画地毎に道路と接する状況を精査し、住宅地内のバランスが保たれる単価改正を実施しました。

更に販売促進に係る事業として、紹介者謝礼金制度を創設し、町の広報等でお知らせいたしました。

平成20年度のうららの郷売却実績は3区画782.47m²となっております。

また、公有用地の売却として、特別養護老人ホームの一部386.76m²も売却しております。

次に決算の状況ですが、3ページの損益計算書をご覧いただきたいと思います。

事業収益ですが、公有用地、完成土地の売却収益が2,387万3,900円あり、その事業原価が2,226万1,717円で、差し引き事業総利益が161万2,183円となっております。

しかしながら、販売費及び一般管理費が718万7,134円掛かっており、事業損失が557万4,951円となってしまいました。

また、事業外収益は、保有用地の利子補給等の補助金及び預金利息で1,397万8,792円、事業外費用は支払利息が1,030万9,908円で経常損失・当期純損失が190万6,067円となりました。

次に4ページをご覧いただきたいと思います。

貸借対照表ですが、資産の部では流動資産のみであり、流動資産の合計は27億5,532万5,653円で、その内訳は、現金及び預金が2,365万9,668円、未収金が10億円、公有用地が2億590万5,007円、代行用地2億975万6,482円、完成土地が3億9,695万4,816円であります。

未収金につきましては、矢瀬蟹杵工業団地造成事業に伴う借入金契約額11億円の内の未実行額分であります。

次に負債の部ですが、負債合計は27億4,469万3,882円であります、うち流動負債が、未払金8億2,221万7,400円、短期借入金の2億8,275万6,482円であります。固定負債は長期借入金16億3,972万円であります。

資本の部では、基本金500万円と前期繰越準備金753万7,838円から当期純損失190万6,067円を差引き、資本合計は1,063万1,771円であり、負債資本合計は27億5,532万5,653円であります。

経営状況は、以上でありますが、今後の取り組みといたしまして、矢瀬蟹杵工業団地造成事業につきましては、進出予定企業の工場建設スケジュールに遅延が生じないよう、関係機関との調整を密に行い、事業を推進してまいりたいと思います。

また、うららの郷につきましては、紹介者謝礼金制度等を活用して営業活動を実施すると共に、行政と連携して早期販売に取り組んでいきたいと考えております。

今後もさらなる努力を公社にお願いいたしまして、経営状況の報告とさせていただきます。

議長（傳田創司君） 以上で報告第5号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第9 諒問第2号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めるについて

議長（傳田創司君） 日程第9、諒問第2号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求ることについてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 諒問第2号について、ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として、平成18年10月1日より、ご活躍いただいております、湯宿温泉594番地2の大川弘志さんが、平成21年9月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格識見に優れ、献身的に委員活動に専念されております、大川弘志さんを再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諒問第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて諒問第2号の質疑を終結いたします。

これより諒問第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて諒問第2号の討論を終結いたします。

諒問第2号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めるについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、諒問第2号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めるについては原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第75号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議案第76号 みなかみ町企業立地の促進等による地域における
産業集積の形成及び活性化のための固定資産の課税
の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君）　日程第10、議案第75号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、議案第76号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長　鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君）　議案第75号、76号について、一括して、ご説明申し上げます。

まず、議案第75号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本年度の税制改正は、昨年9月のリーマンショック以降の世界経済は、急速に悪化し、100年に一度の大不況と言われており、外需に依存してきた日本の経済は世界経済の減速に伴い、景気後退極面に入っています。長期化、深刻化する恐れが指摘をされています。

この局面を開拓すべく、国は新しい経済対策を講じ、税制に関わるものとして、上場株式等の配当に対する軽減措置の延長、企業型確定拠出年金における個人拠出の導入、省エネ・新エネルギー設備等の投資促進のための税制措置、住宅ローン減税の延長・拡充等が図られたところであります。先にご承認いただきました以外の部分についての、税条例を改正するものであります。

詳細につきましては、条例改正案に添付いたしました説明資料のとおりであります。

次に、議案第76号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、企業立地促進法第20条に規定されている、普通交付税の減収補てん措置については、その詳細が総務省令に委任されているところであります。

省令では、製造業等では、一団の土地にある家屋や構築物を構成する償却資産と平成23年3月31日までに取得する土地を規定され、取得額の合計額が2億円を超えるもの、農林水産関連製造業は5千万円を超えるものと規定されています。

本条例第1条第2項では、取得価格を2,500万円に読み替える規定を定めておりますが、現実的には、このような低価格にて企業立地促進法の「企業立地計画」を申請するケースがないことと、新規雇用に結びつかないことから、削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君）　町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第75号、議案第76号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君）　ありませんので、これにて議案第75号、議案第76号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君）　お諮りいたします。

議案第75号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第76号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定

資産の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第76号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第77号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第11、議案第77号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長（鈴木和雄君） 議案第77号について、ご説明申し上げます。

現在、本町では出産育児一時金については、条例の定めにより、36万円を支給しております。

平成21年1月から、産科医療補償制度が実施されたため、12月議会で条例改正し、2万円を超えない範囲で加算して支給できるように改正をされました。

これにより、実質38万円の支給を受ける方がほとんどであります。

今回も国では「緊急の少子化対策」として、平成21年10月1日から、平成23年3月31日まで暫定措置として、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げ、原則42万円支給できるよう改正が実施されます。

国の法改正に伴い、みなかみ町国民健康保険条例の附則に1項を加えることにより、10月から4万円引き上げて支給できるように改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第77号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第77号の質疑を終結いたします。

これより議案第77号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 78 号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第 12、議案第 78 号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第 78 号について、ご説明申し上げます。

子どもの医療費につきまして、医療を受けた場合に自己負担しなければならない費用を福祉医療費として全額支給することにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的にしている制度であります。

今までは、県の補助対象は、入院で中学卒業まで、通院で 7 才未満が対象で、町で支給した費用の 2 分の 1 が県補助金の対象としていました。

みなかみ町では、通院で 7 才以上、13 才未満も、町の単独事業で補助対象として支給してまいりました。

今回の改正は、大澤知事が掲げた政策の目玉として、中学卒業まで入通院医療費が無料化に拡大するもので、10 月 1 日から実施されます。

これにより中学卒業までの医療費は、県・町でそれぞれ 2 分の 1 負担となります。

これに伴い、町条例を一部改正して、支給対象範囲を中学卒業までとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第 78 号について、質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 今回の改正によって、経費は、だいたいどのくらい増えるか教えてもらいたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町民福祉課長石川晃君。

（町民福祉課長 石川 晃君登壇）

町民福祉課長（石川 晃君） 従来、7 歳以上で町単独事業費分と 13 歳以上の対象外の費用との比較でありますが、細かい数字は出ておりませんけれども、私の聞いたところによりますと、当初予算に組み入れてご説明をしてあるというお話しながらますが、現在、手元に詳細資料を持参しておりませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 78 号の質疑を終結いたします。

これより議案第78号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

7番 原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番（原澤良輝君） 町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、賛成討論を行います。

町の将来を考えた時、子育て支援策が重要課題になっています。

子育ての大きな不安というのは、子どもが病気になりやすいということあります。

子どもは病気にかかりやすく、重病化することも多いので、早期発見・治療が何よりも大切だと考えます。

「お金の心配なく、子どもを病院に連れて行きたい。」という願いは、ますます親の切実な願いになっており、医療費の無料化が大きな力になると思います。

その大きな支援策である福祉医療制度は、安心して子育てができ、子どもの健やかな成長を保障する制度であります。医療費負担を軽減する「子どもの医療費無料化制度」は、県内すべての市町村で実施されてきております。

私も、2007年6月議会で、「中学校卒業までの医療費無料化の拡充について」の一般質問を行いました。

当時、日本共産党も群馬県議会に対して、「子どもの医療費無料化の拡充を求める請願」を提出し、県として「子どもの医療費を中学校卒業まで無料化にすること」を強く求めておりました。この要求については、日本共産党だけでなく、多くの県民や市町村の要望でもありました。

知事が公約に掲げた結果、予算措置の段階で2分の1補助などの曲折がありました、「県のエンゼルプランで、子育てるなら群馬県」と言いながら、市町村の水準からも、全国の水準からも遅れていた状態から、現在では、他県からも羨まれるようになっております。

安心して子育てが出来れば、「子どもを育てるなら、みなかみ町」と言われるようになると考えます。若者に魅力がある町になるように期待して、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。

議案第78号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議 長（傳田創司君）　日程第 13、議案第 79 号、平成 21 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君）　議案第 79 号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,675 万 9 千円を追加し、歳入歳出の総額を 127 億 483 万円とするものであります。

歳入補正の主な内訳は、地方譲与税に 3 項地方揮発油譲与税 3,150 万円を計上しました。これは、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が、地方揮発油譲与税となったためであります。

なお、本年度は、旧法分の地方道路譲与税が一部交付になりますので、地方道路譲与税の項も本年度予算に残ることになります。

自動車取得税交付金につきましては、旧法分の精算があった場合の項目を追加しました。

国庫支出金 104 万 4 千円の増額は、鳥獣害防止総合対策事業交付金の増額が主なものであります。

県支出金 859 万 3 千円の増額は、妊婦健康審査支援補助金と雇用再生等の補助金の増額であります。

繰入金につきましては、今回の補正にあたって必要となる一般財源を増額計上しました。

雑入 468 万円の増額は、魅力あるコミュニティ助成事業及び合併市町村民組織活性化支援事業助成金の増額であります。

歳出の主なものです、2 款総務費では、1 項総務管理費 405 万 8 千円の減額は、主に会計処理問題が生じた観光協会に対して、新しい業務執行体制を支援するために、町職員を事務局長として退職派遣することにしましたので、その人件費 700 万円を減額したことによるものであります。

なお、今年度は人件費相当額を支援するために、7 款 2 項観光振興費の観光まちづくり協会の補助金を 700 万円増額補正しております。

3 款民生費では、2 項児童福祉費の 104 万 9 千円の減額は、主に 4 月の人事異動で保育園の臨時職員から幼稚園の臨時職員へ組み替えたためであります。

4 款衛生費では、1 項保健衛生費 864 万円の増額は、妊婦検診の公費負担を 14 回まで拡充するためのものであります。

6 款農林水産業費では、1 項農業費 436 万 7 千円の増額は、水紀行館マジックビジョンシアター等各施設設備の修繕費等であります。

また、2 項林業費 222 万円の増額は、猪の侵入防止柵設置のための費用等であります。

なお、財源は国の鳥獣害防止総合対策交付金を充当します。

7 款商工費では、1 項商工費 266 万 8 千円の増額は、商工会が実施する「ふるさと雇用再生特別基金事業」の人件費であります。

また、2 項観光費 963 万 8 千円の増額は、観光まちづくり協会に対する人件費補助金及びエコツーリズム推進協議会補助金であります。また観光施設費の増額は、緊急雇用事業等であります。

8 款土木費では、4 項都市計画費 1,753 万 3 千円の増額は、矢瀬蟹杵土地区画整理組合の事業費に対し、町の助成金 4,095 万円が確定したため、当初予算で措置した 2,

341万7千円を除いた不足額を補正するものであります。

9款消防費では、1項消防費221万5千円の増額は、水道の本管布施替えに伴う消火栓の材料費108万5千円と、防災無線の修繕113万円であります。

10款教育費では、6項社会教育費150万円の増額は、合併後、婦人会の統一したユニホームがないため、婦人会会員より個人負担を頂き、町の補助金と併せてユニホームを購入するための予算措置であります。

7項保健体育費151万5千円の増額は、緊急雇用の作業用車両借り上げと、月夜野総合体育館のバトミントン施設設置工事費であります。

なお、日本国憲法の改正手続きに関する法律が、平成22年5月18日から施行されることに伴い、投票人名簿システムを平成21年度から平成22年度まで2ヶ年に渡り、実施するため、第2表に債務負担行為を設定させていただきました。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第79号について、質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番（森下直君） ただ今、町長から説明がございましたが、14ページの7款商工費の中に観光振興費710万円の関係ですが、観光まちづくり協会があのような事態を招いたということで、全協において、いろいろと今後の体制を整理拡充をしていくということや、また近々、新体制の方からの説明もあると聞いております。

そういうことから、新体制が出来るまでは、町の予算執行は差し控えて欲しいということを申し上げて、当局は承知していると思いますが、今の説明ですと、事務局長が町より執行されたということですが、この関係についても、まだこれ以降に臨時議会もあり、また9月議会もあるでしょうし、いろいろありますので、この関係が整理されない限りはちょっといかがなものかという点が、多少見えるわけであります。

というのは、やはりまだ議員全体が、あの問題に対して、最終的な討議内容の一致を見ておりませんので、これについて再度、お聞かせ願いたいと思います。

また、エコツーリズム推進事業100万円についても、そのような形の中での新たなものだと思いますので、これについても今一度、中身についてよく聞かせてもらいたいと思います。

議長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林昭君登壇）

観光商工課長（林昭君） 先般、6月3日付で観光まちづくり協会の方から、町長宛に「みなかみ町観光まちづくり協会に対するご支援について」ということで、要望書が提出されました。

要望書の内容は、一つは協会事務局長の人材提供と人的派遣をお願いしたい。それから、デスティネーションキャンペーン事業に対する支援をして欲しいということと、群馬県はJR東日本との連携事業に対する支援をして欲しいという、3点でございます。

そうした中、理由なのですけれども、現在、観光業界は、世界経済の不況の煽りを受けて、日本経済も不況ということで、非常に苦しい状況に立たされているということで、このままでは廃業に追い込まれる宿泊業や商店がたくさん出るのではないかということあります。

加えて、平成23年度には、JRによるデスティネーションキャンペーンが、群馬県を

対象にして行われるということで、県としてもこれに一緒にになって、群馬県を上げて対応をして行こうということになります。

そうした中、会員の結束と、会費の増収等を死にもの狂いでやるので、何とか支援をして欲しいという要望でございます。

今回の観光まちづくり協会の補助金は 700 万円ということで、事務局長を一人、町の職員が退職をして、観光協会の事務局長を勤めると、ついては退職した職員分の給料・社会保険料・福利厚生費も含めて、補助金を出すというものです。

観光協会の総会は、29日に開かれますので、おそらく実施するのは7月以降になるだろうと思います。

ただ、予算的には人件費の方を減額して、負担金補助金の方に振り替えたということです。

また、エコツーリズム推進協議会については、エコツーリズム準備会の総会も開かれまして、本年度の事業が固まりました。そうした中で、財団法人地域活性化センターの補助金が 300 万円、また外部スポンサーとして、ウォータービジネス社が 522 万 5 千円の支援をしていただくということで、町としても 100 万円の補助金を出して、総額 950 万円の事業を実施したいというものです。

観光協会の方としては、借り入れをしまして、未払金は支払いをしているということで、町の補助金を出したものについては全部支払いが済んでいる状況であります。

また、これを受けて、新体制の役員が 29 日の総会で決まるという状況であります。

議 長（傳田創司君） 17 番森下直君。

1 7 番（森下 直君） 今の答弁ですと、名前を借りた観光まちづくり協会への補助金という形ですけれども、実質的には事務局長の人件費ということですね。

そうしますと、今まで観光協会では、自前で事務局長の経費は出していたわけです。

したがって、ああいう問題が起きたから、町が負担をするという論法は、ちょっとおかしいのではないかと、私は思います。

こういう形を認めることによって、問題が起きたのだから、仕方ないのだよということで、すぐ手が上がってしまうという感じでありますので、やはり我々が後々勉強会をすることになっておりますので、それらを踏まえて、観光協会も名誉を回復するためにも、こういう形で始めから、町が出すというのは、やはり甘い考え方方がそこに残っていると考えられますので、その辺についていかがなものかだと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 観光まちづくり協会の不祥事はご案内のとおりですけれども、それに対して、理事を中心に解決をしっかりやってくれたわけです。

今、新しい会長が決まって、新会長の下に会が運営されております。

そこで、観光産業は、町の一番の基幹産業でありますから、やはり町として出来る限りの力を入れていかないとやはりダメかなと。

当初はやはり、それぞれの関係者が集まって、それを中心としてやることが良いということで進んできたわけでありますけれども、このような一つの不祥事が出ていた段階で、このまま放置はできないだろうということで、観光協会の方としても、町や議会にも、ぜひ理事に入ってもらいたいという要請も、6月3日の時に文書でいただいております。

町としては、やはり観光と農業、まさに地場産業の振興に、町は一生懸命に力を入れな

くてはならんということから、観光協会には、これからもより力を入れていくべきであろうということで、今の状態を言いますと、やはり組織においても、会計においても全然、体を成していませんので、やはり送るべき人間はしっかりと送って、そこで観光協会としてやっていく体制・組織等を作るのが大事であろうし、それは行政としてやるべき事なのだろうと思っているわけです。

そこで、観光協会もご案内のとおり、資金が潤沢にあるわけではありませんので、町の職員の入件費をまだ出せる体制にはないわけですから、今回は、今年度一杯で辞める職員がおりますので、その中から、どなたかを前倒しで、そのお金を持って、観光協会の事務局長として、会の立ち上げ等について一つ頑張ってもらいたい、そういう意味で今回、お願いをしているわけです。

今、課長の方からも話がありましたように、極めて厳しい状況にあることは、もうご案内のとおりです。

しかし、こういう時こそ、やはり行政や観光関係者が一丸となって努力をして、それに耐え、それを勝ち抜き、発展できる体制をしっかりとこの機会に作らないと大変なことになってしまいます。

幸いなことに、JRのデスティネーションキャンペーンが行われるということで、有り難い情報もいただいておりますので、これらを上手く活かしながら、観光の町として売っていくためには、今が極めて大事であるというふうに認識をしておりまして、今回、このような体制をぜひ取りたいということでお願いをいたす次第であります。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

17番 森下直君。

17番（森下直君） 町長の言われる趣旨が分からぬ訳ではありませんけれども、ただ一般的な町民の立場、また我々も、町から執行するという、はっきりした体制を今日、初めて聞いたわけです。

それだけ観光ということに対しては、私も十分、町の産業の中でも一番大事だということは、承知しておりますが、ただこういうふうに、やみくもに出てくるということに対しては、一物の問題かなという感じがしております。

やはりぜひ一つ、そういう点があるならば、委員会等に事前に話をしたり、また全員協議会が近々にその問題が討議されることになっておりましたので、まだ7月など、臨時議会が想定されておりますから、そういう時点で出してもらうならば、またあれかなと思いましたが、こういう一方的な出され方をされますと、非常に皆さんに戸惑いと、「あれ？」という気持ちが生じるのではないかということを申し上げて、委員会や全協等で十分協議をして、この問題は方向付けをしていったらと思いますので、よろしくお願いします。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番 穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） ただ今、先輩議員が問い合わせましたけれども、まさにその通りだと私は思います。

これが出了ので、私も本当にビックリしました。要望書について、今6月3日に出たということで、それに基づいて、この予算が組まれたということが報告されました。要望書について、まず一つは議員に配付してもらえるのかどうかお聞きしたいと思います。

それと、先程も述べられましたけれども、我々は全員協議会の中で、3回ですかね、報告を受けました。そして、その最終段階で、これは非常に重要な問題であるということで、

真相究明ではありませんけれども、本人に問い合わせて、納得の行くような説明を受ける必要があるということで、全協で論議された経緯があります。

その論議でいろいろな意見が出ました。他の団体がやっていることだから、議員が関与すべきでないとか、あるいは議会が決めて、観光協会に対する補助金を執行している、町のお金が出ているのだから、当然、議員も関与して聞くべきだという意見もありまして、結果としては、賛成多数で本人、当事者を議会に呼んで説明を受けると。

そういう中で、我々も聞きたいことは十分聞けると、そういう場を持ってくれるということで決まっております。

その日程が、会期中の最終日の直前、18日の午前に当事者2人、つまり当時の事務局長と会長、2人が出席してくれると、と同時に午後は新しく着任した会長以下、幹部が4人出席して、これからのことについて話もするという予定になっております。

ですから、先程、補助金の執行についても見合わせるという話を全協の中では、皆さん理解をしております。

にも係わらず、追加でここにたった1通の要望書で700万円の補助金が執行されるような案として出されてくるということは、ちょっと私は、ちょっとどころではない大きな驚きを感じております。

そういう点で、もう少し、分かりやすい説明もしていただきたいと思います。

先程の要望書も含めてです。よろしくお願ひします。

- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
町 長（鈴木和雄君） 要望書は、こちらの方でいただいているから、議員の皆さん方にコピーをして差し上げたいと思います。
それから、全員協議会は何時でしたですか。
皆さんが、全会長等を呼ぶと決めてから、あれから何日経っていますか。
8 番（穂苅清一君） しばらく経っていますね。
町 長（鈴木和雄君） あの時も申し上げましたけれども、観光協会は毎日、毎日動いていますよね。だから、その時に皆さん方が、議会の方の一部のご意見の方で予算を止めろという話がありましたけれども、その時に私の方から言いましたよね、それは観光協会は生きているわけですから、毎日、毎日、活動をしているわけですから、予算の範囲内において、その必要なものについては、それは決済をさせてもらいますよということを私は言ったと思うのです。

お陰様で、新しい協会長も決まり、理事さんの下において、例の不祥事の事業等については、総てこれは解決したわけですね。お金も借りて、それも支払をして、それで総て解決をしたわけです。要するに我々との間は、何らもう問題ないのです。

今、穂苅議員が言われますけれども、確かにあの時、私は同席していましたが、会長等を呼んでどうのこうのという意見がありましたね。それは議会の方でお決め願ったことですから、こちらでとやかく言うことはありませんけれども、その問題と今これを合わせてされるのでしたら、もっと早くやってもらいたいですよね。

- 8 番（穂苅清一君） 早くは、そちらで早くじゃないですか。
町 長（鈴木和雄君） だって、私どもが観光協会の問題に対して全協に呼ぶと決めたのは議会の方で決めてくれたわけでしょう。

だから、早くこの問題解決をしなければ、要するに観光協会が会計上でいろいろな問題が出てくることは、お分かりだと思うのですよ。だから、これは早く会議を開いてもらっ

て、やはりやって欲しいなと思っていますし、我々の方としては、ちゃんとした決済はもう済んでいますから、ちゃんとした事業もやっていますから、それに基づいて補助金も払っていますから、要するに何ら問題なく、今の観光協会とはいろいろと事業等を関連を持つ中で進めているわけです。

そして、この29日に総会が開かれて、今年度の事業計画等がしっかりと決まつくると、また役員体制等についても、いろいろと議論がされて、しっかりしたものになるという話を聞いておりますから、それを信じて、今いろいろな事業関係等についても、町として出来ることは進めてきているわけであります。

今、この大事な時に、一日も停滞は出来ないと思うのですけれどもね。何か問題がありますかね、町がやってきたことに対して。

- 8 番（穂苅清一君） あるから、言っているんですよ。
- 町 長（鈴木和雄君） であるならば、どこにありますか？
- 8 番（穂苅清一君） 逆にこちらから質問しているんですよ。
- 町 長（鈴木和雄君） だけれども、良く分からなければども。
- 8 番（穂苅清一君） 私に質問する事じゃないでしょ。
- 町 長（鈴木和雄君） だけれども、穂苅議員が言っていることを私が理解できなければ、答弁は出来ないではないですか。
- 8 番（穂苅清一君） そういうレベルじゃ、しょうがないでしょう。答えられないんじゃ。
- 町 長（鈴木和雄君） そういうレベルでしようがないというよりも、こういう真剣な問題点等については、大いに此处で議論をしてやっていいのではないですか。
- 私はいつもそう思いますよ。
- 長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。
- 8 番（穂苅清一君） ご存知のように、まちづくり観光協会は、任意団体です。

その任意団体の活動に対して、会から要望書が出されただけで、そんなもう補助金の予算執行をしてしまうということが、全体で行われているのであれば、この町の任意団体は、すくすくと成長して行けるのではないですかね。

そういう考え方ですね。特定の団体に対する差別としか言いようがありません。

当初、町長の全員協議会での発言の中では、非常に大きい怒りを示してくれました。

この件についての大きい怒り、激しい怒りをね。

つまり、覚えておいでと思いますが、それは何故かと言いますと、その前年には埋蔵文化財の支出の関係で大きな不祥事があつて、新聞にも出ました。

今回、また出てしまったわけですよ。非常に、みなかみ町のイメージとしては、トーンダウンしてしまうのではないですか。

そういう怒りを話してくれましたね。もう二度とこういう事は起こさせないと出たわけなので、そういう点で考えた場合に、法定がまだ団体にもなっていない、任意団体の観光協会に対して、莫大な補助金をずっとつぎ込んでやっている、その重要性は分かります。分かりますけれども、今の事態になった時に、町民にどう理解させるかということですよね。

まして、先程、ちょっとお話し聞きましたけれども、6月29日に観光協会の総会が開かれると、例年ですと5月ですね。私も観光協会の一員で高い会費を払っておりますけれども、3万円ですけれどもね。それはともかく、総会の中でのこういう論議もまだされていないわけですよ、全くされていないのです。

確かにホームページ等で協会の報告はありますけれども、総ての会員がホームページを開いて見れるという状態にはありませんから、総会が唯一の全体に知らしめる場だと思うのですね。

その総会が29日に開かれ、この議会が終わってからですよ。終わってからということは、既に今、出されている補正予算がうかうかすれば、通ってしまう可能性もありますよ。

まだ、通るか通らないか分かりませんけれども。そうですよね。

こういうふうに出てきている、そういう議会運営も議会運営かもしれませんけれども、町長もこういう問題をポンと出してくるというのは、いかがなものかというので、さっきから言っているわけですよ。

その点を分かりやすく説明していただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 6月3日に要望書が出たから、今回、補正が出たという捉え方ですけれども、実は私、前々から、この事態を巧く乗り切るためには、観光協会だけでやったのでは、巧く乗り切れないだろうと思っておりまして、要望書が出る前から、やはり職員を派遣するという構想で、ずっと考えて来ました。たまたま要望が3日に来たということなのですけれどもね。

何故かと言えば、先程言いましたように、組織上からも、会計上からも、このような今までやってきた事の継続であったのは、観光協会の組織そのものも成り立たなくなるし、観光協会がこれからしっかりしなければ、観光の町として売つていけませんので、それを根本から立ち直らせようということで、実は職員を派遣してとう構想は、前々から持っていました。

また、任意団体だから、どうのこうのと言われましたけれども、やはり町長というものは、町民や団体から要望等をいただいて、そして私なりにまた考えて予算化というものはするものですよね。紙が1枚、来たからと言って、別に私は、予算化しているわけではありませんから。その辺は良く理解をして欲しいというふうに思うのです。

確かに、私はいろいろ感じましたよ、それは確かにそういうふうに言いました。

本来、ああいう一つの事態が起こることがおかしいのですものね。

だけれども、それは観光協会の理事なり、皆さん方が責任を持って解決をしたのですよ。

もう解決をしているのです。その上に立って、これから観光協会はということで、私はもういるわけですね。

ところが、今の穂苅議員の話ですと、まだ前会長から話を聞いていないから、我々は納得していないのだという話のようですよね。

だから、それはそれでやつていただいて良いのではないですか。

だけれども、現実問題として、行政の方としては、ちゃんと交付金がもう既に動いているわけですし、この組織というものをさらに発展させようと思って、今、一生懸命やっている最中ですから、これを止めるわけにはいかないですよね。

そういうことで、当初考えていた構想どおりに巧くいけるように、今回、まずは事務局長を何とか町から派遣して、体制を作りたいということで、今回、お願いをしたというのが実態です。

ぜひ、内容等をよく検討願つてですね、ご理解をいただきたいなと思います。

みなかみ町は観光の町です。その第一線で動いてくれるのは、私は今まで観光まちづ

くり協会であり、これがさらに強い組織になって、町を代表して、どこでも公告宣伝をして、より多くのお客さんが呼べるような体制を作りたいし、そのためにはもっと町からも応援をしなければ、ダメであろうというふうに思っています。

これは県の観光協会、他の市町村の観光協会の実態等についても、いろいろと勉強をしておりますけれども、やはり出来る限り応援をして、観光の町にしていきたいと、そのために活躍できる観光協会を作っていくたいという気持ちであります。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番 穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） もう1点、お聞きしたいことがあります。

それは、3月まで在籍していた事務局長は公募で募集されたと聞いております。

会長は、町長の紹介とかということもちょっと聞いているのですけれども、それは事実なのかどうかという点、それと今回の派遣職員は、ちょうどたまたま退職する人だったのか、それを当て込んでいたのか、それは分かりませんけれども、天下り先として十分用意できたわけだから、それは喜ばしいことかもしれませんけれども、ただ、他の人件費の問題等もありますよね。

700万円、そっくり人件費をそちらに振り分けて補助金として出すと、ではそのとおりの人件費も700万円出すかというと、そうではないと思うのですね。

それより今までの通例から見ても、低いのではないかと思います。

今回の場合は、なぜ公募ではなくて、もう職員を退職させて、町から派遣ということではないですけれどもね、派遣ではないですね、在籍はなくなるわけですから、退職ですからね、なぜ、そういう部署に町職員を観光協会と話合った上で、じゃこの人材をやりますよと決めたのか、その辺の経過をお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 会長については、よく存じ上げております。

この町の総合計画を作る時にも参加してもらっていますよね。それから、行財政改革調査会の委員としてもご活躍いただいた方です。よく存じ上げております。

結局、会長というのは、会の互選ですからね、会の互選で決まったと私は聞いております。

また、職員の派遣については、天下りとかという、そういう捉え方は、穂苅議員は得意かもしれないけれども、そんなものではないですよ。今の観光協会をどうにしようか、では若いのが良いのか、ある程度、経験者の方が良いのか、いろいろ議論はしましたよ。だけれども、将来的には、やはり観光協会としては、独自の事務局長が観光協会の組織の中で出せるような体制を作っていくことが私は自然だと思うのですよね。

だから、それが出来るまで、それなりの力がつくまでは、やはり行政としても協力をしようということで、そういう決断をしたわけです。

については、毎年、毎年、事務局長の人事費を町が出すという考え方には、今のところ私は持っていないのです。

だから、来年退職される方の中で、観光に情熱を持ってやってくれる方がいないかなという一つの考え方の中で進んでいまして、についてはその職員は今年度途中で辞めてしまうわけですから、だから、その職員としての残任期間の給料を持って、観光協会の事務局長で頑張ってもらおうという考え方なのです。

ただ、いろいろと各温泉地等の観光協会の実態を見ますと、やはりそうではないです

ね、もっと行政が力を入れているのです。また、入れていかないと組織が上手く回らない部分もあるのですね。天下りではないですよ、そういう発想では絶対にありませんからね。

ではなくて、組織をしっかりと作って、観光振興を本当にやっていこうとするためには、ある程度、行政の方から、人を出すなり、お金を応援してやるなり、職員についてもですね、やはり大変なのだなということを今感じています。

それは各観光協会の実態等をいろいろと調査をしていますので、そういう物を参考にしながら、来年度はどうしようか、それは考えていきたいと思うのです。

議会でも、各観光協会の実態等についても、お調べいただいて、町の観光協会がより活動しやすいような体制をぜひこの機会に作っていきたいと思いますので、についてはご協力を願えれば有り難いというふうに思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9 番 島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 観光協会に対しては、補助金の予算が通っていますので、お金が出てるか、または出る予定になっていると思います。

その総額が、補助金が2,900万円ではないですか、それでその今年度出る金額があつてですね、今回、補正ですので、さらにそれが800万円増えるということでしょうか。

確認したいのは、今年度、観光協会でいろんな名目で、いくら総額、出る予定になつたのか。それでこの補正によって、800万円、それが増えるのか、その辺、ちょっと金額等を確認したいと思うのですけど。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 当初予算においては、観光協会の補助金は、運営宣伝費として、まとめて2,700万円が認めていただいた金額です。

それにプラス観光戦略プラン事業の補助金というのが、予算額では1千万円あります。ただ、これは他の観光協会のみならず、他の団体にも出しておりますので、だいたい800万円くらいになるかと思っております。

それから、人件費補助というのは、人が行きまして、その人の分の補助をするということですから、これは別枠でありまして、それが新たに加わるということあります。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） そうすると、約3,500万円、町からお金が行く予定だったのが、問題を起こして、さらに800万円増えて、4,300万円行くようになったということでしょうか。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 確かに、この問題が起きまして、非常にタイミングが悪い時に起こしていただいたなというのが、実感でございます。

と言いますのは、先程言いましたように、不況で5月の入込み状況は、水上温泉旅館組合で、ここでもう10%の4千人が減っています。

また、猿ヶ京温泉の方では、最大30%減っていると、これも大手で頑張っている所がありますから、トータルすると10%くらいの減少かなと。また、民宿組合なども不況と新型インフルエンザの影響で、中止というのもありましたし、見ますと20%くらい減っ

ているのですね。

このように、本当に観光が非常に厳しい局面に立たされているということもありまして、観光を何とかしなければいけないと。

町の中で、観光消費額、宿泊だけを見ましても、125億9千万円の観光消費額があります。これが10%減るということは、12億円減ってしまうということで、町に与える影響力は、非常に大きいということで、こういった中で何とか職員が行くことによって、新たなお金を一般会計からではなくて、支援が出来るものであるならば、支援をしていかなければならぬのかなというのが、現状であります。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） それから、観光の実態については、今、課長の方から話したとおりでありますし、大枠としては冒頭挨拶の中で申し上げたわけであります。

この危機をどのように乗り切るか。これはやはり今回の補正予算に期待をしておりまして、そういう意味から、JRとのデスティネーションキャンペーン等を巧くセットして、さらに宣伝をやるのだという一つの姿勢で臨みたいと思っているのです。

先程言いましたように、6月20日までに構想を作ることになっているのですが、今回うまく出来なくても、第2期として、9月頃までにそれをまた作れば、修正がきくことにもなっておりますので、今何をするべきかということについて、大胆に構想を練って、それが予算化できるように努力をすべきだろうと思います。

先程、観光消費額の話がありましたけれども、極めて町に取りまして、大きな額になっております。それが諸々のことから、お客様が10%以上も減っているという状況の中で、これを何とか上手く行政として、出来る限りのことをして手当をしないと、町の浮沈に関わってしまうのかなというような感じすら持っておりますので、今具体的にこのようになりますということは、まだ言えませんけれども、議会の皆さん方とまた協議をしながら、では今、何をするべきかを真剣に考えていくたいと思っていますので、ぜひご協力をお願いいたしたいと思います。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） いろいろな説明の中で、だいたい分かったのですけれども、確かに、先程町長が言われるとおり、衰退している観光に力を入れなければならないということは分かるわけですよね。

しかしながら、2,700万円にプラス800万円くらいの予算枠を決めておいて、それでやろうという中で、それでは大変だから、一人の人物費くらいをプラスしてあげましょうよという理論は分かるのですよ。

しかし、先程の町長の説明の中に、これはこれから先、永続的なものではないのだという説明があったような気がするのですけれども、非常時だから、応援をしてやろうという暫定的、期限的、限定的なものなのかという確認を一つと、やはり優秀な方を役場の職員からという話ですけれども、観光協会自らの立て直しの姿勢というものが限界、どんなに優秀な人が行っても、一人の職員、職員としての立場として行っても、なかなかこの局面を打破するのは難しいなという思いがあるのです。

けれども、それはそれとして、優秀な方が行くということについては、大いに結構だと思います。

ただ、それをこれから先、補助金の総額が増えるという感覚に、相対的にはそういう感

覚ですよね、となると、一般的な町民の感覚が3千万円の話になると、またあまり良くないかも知れないとされども、「3千万円は、町が面倒を見てやるんだよな、いずれは。」というような風評があるわけですよ。そういうふうに捉えられないようにしないと、観光協会、自らがきちんとやるのだということに対して、水を差すようなことになりかねないなという懸念が、そこに生じるのではないかと私は思うのですよね。

その辺について、やはりきちんとしたものを持って、本当に暫定的にやるのだということだと、そういうものをもう少し、明言していただかないといけないかなと思うのですけれども。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） こんな事件が起きて今、そういう中でこれをどういうふうに立ち上げようかという時期ですから、何時までにこうにやるということは、私としても言えないのですけれどもね。

ただ、将来的には、やはり事務局長は、プロパーの人間が出るのが、私は正しいと思います。行政から行く人間がなるのではなくて、やはりプロパーであっても良いし、理事の中から出てやるようなことが、それは一番好ましいのだと理解をしています。

私自身も前々から言っておりますように、自助・互助・扶助ですから、まず自分でやりなさいよと、助け合いなさいよと、そういう所に町は一生懸命、応援をしましょうということを前々から言っているわけですから、だからその自助・互助・扶助の精神というものを観光協会は持ってもらって、まずは自分からやるのだという姿勢をやはり我々に示してもらわないと、これはやはり今、高橋議員が言われますように、町民は納得しないと思いますよね。

だから、そういう体制が出来るように、行く人間も、また我々自身も、しっかり監視をしながら、しっかり応援をして、体制づくりに頑張って行きたいというふうに理解をしております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第79号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第79号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第80号 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)について

議 長（傳田創司君） 日程第14、議案第80号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第80号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ822万6千円を追加し、歳入歳出の総額を27億2,450万3千円とするものであります。

歳入の補正については、老人保健医療費拠出金の19年度精算額が大幅に増額するため、それに伴う歳入見込みとして、2款国庫支出金の療養給付費分595万1千円、調整交付金分122万5千円及び5款県安定化交付金105万円を増額補正するものであります。

歳出の補正ですが、4款前期高齢者納付金59万2千円は、納付金決定通知により、当初予算額に不足が生じたための増額補正であります。

また、5款老人保健拠出金1,436万4千円は、歳入でも申し上げましたが、平成19年度の医療費の実績額が予想以上に大きかったため、今年度で精算される拠出金額も大きくなり、当初予算額に不足が生じましたので増額補正をいたしました次第であります。

12款予備費673万円の減額補正は、支出額に対応した補正であります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第80号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第80号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。11時10分から、再開いたします。

（10時53分 休憩）

（11時10分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 一般質問

通告順序第1 9番 島崎栄一 1. サル・イノシシ対策

議長（傳田創司君） 日程第15、一般質問を行います。

一般質問については、6人の議員から通告がありました。

本日は、6人のうち、3人の質問を順次、許可いたします。

まず始めに、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 指名に従い、一般質問いたします。

25年ほど前までは、サルが人里に出ることはほとんどありませんでした。

三国峠の17号沿いの山奥で、たまに見かける程度だったと思います。平成に入った頃から、新治では永井や吹路でサルが出始め、田畠の作物を荒らすようになりました。

だんだんと猿ヶ京・赤谷・相俣・恋越・塩原・須川とサルが広がっていき、今では新治支所のある布施までサルが出るようになっています。丹誠込めて作った作物が、収穫を前にサルに荒らされた農家の怒りや嘆きは大変なものです。

農家にとって、作物は給料であり、ボーナスです。サルによって、生活が破壊されています。経済的、精神的な被害が出ています。作っていた畑を猿に荒らされ、今年から畑をやめた人もいます。正確な統計がないので、被害額は分かりませんが、みなかみ町全体では、結構、大きな被害が出ているように感じられます。農作物を荒らす生物としては、他にもイノシシ、ハクビシン、各種の鳥や虫など、いろいろいます。

農家は、薬剤を撒いたり、ネットを張ったり、自営してきました。

しかし、猿の被害は、個別の農家で防ぐには限界があり、経済的負担も作物からの収益を超えるものがあると思います。電流の柵を設置した人に聞いたんですけども、このぐらいの高さの柵をやるとイノシシは入っていないんですけども、猿は簡単に飛び越えて、中に入って作物を荒らしたそうです。それで飛び越えないような2メートル、3メートルの高さの柵まで作るとなると、経済的に大変で、とても大変だと、やってられないという話はしています。

しかし、猿にはそれでですね、猿には文化があり、いろいろなことを覚えるようです。みなかみ町の猿の集団は、人間の田畠を荒らす悪い文化を身につけてしまったのでしょう。猿害は、みなかみ町民の生活と経済に深刻な打撃を与えており、このまま放っておくわけにはいかないでしょう。猿の問題は町民の生活を守るために行政として、本気で取り組まなければならないと思います。

これまでの対策、電波による追跡や轟音玉による追い払いでは、被害の拡大に歯止めをかけることが出来ませんでした。猿の懸賞金を現在の8,500円から、一匹2万円に値上げするなどの思い切った取り組みの強化が必要だと思われます。役場に専門の課を設置して、取り組むべきではないでしょうか。イノシシについても対策の強化が必要だと思われます。

国は、ソマリアの海賊対策に海上自衛隊を派遣しました。町にとって、猿や猪は、海賊

と同じように対処しなければならない深刻な脅威です。

根本的な対策が、決定的な対策が求められています。町民は、こんな時のために、税金を払っているのだと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） サルとイノシシ対策についてのご質問であります。

25年ほど前には猿が出没をしなかった、しかし、平成に入ってからの云々のお話し、まさにそのとおりでありまして、その都度、その都度、その場所、その場所において、対策を取ってきたのが現実であります。

そこでまず、現状についてご説明申し上げます。

ご案内の通り、サルやイノシシ等による農産物等への被害は、全国的に中山間地域を中心発生しており、深刻化しております。里山林の放置や荒廃の状況は、野生動物の隠れ家となり、また兼業農家の増加によって、日常的に農作業をする姿が少なくなっています。

また、天敵の犬の放し飼いが許されず、有害鳥獣は外敵がいなくて、安心して人里に出没できるというのが実態であります。ましてや、果樹園や畑には美味しい農産物がありますので、サル・イノシシ等にとって人里は、環境と居心地の良い、絶好の餌場になっていきます。

みなかみ町は合併前から、水上支所管内、新治支所管内を中心にサルの被害が広がり、平成12年頃から猟友会の皆さんにご協力を願って捕獲隊を組織し、野猿の監視パトロールや追い払い、さらには捕獲を実施してきました。

合併後も同様に行っておりますが、サルやイノシシの被害がより深刻化してきたので、積極的な捕獲を推進するために「捕獲奨励金制度」を設けたところです。

その内容は、サルは捕獲駆除費1頭につき6,000円、処理費2,500円で、合わせて8,500円を交付し、イノシシは捕獲駆除費1頭につき4,000円を交付しております。平成20年度の実績は、サル59頭、イノシシ228頭の奨励金を交付しております。また、地域でできる事は地域にお願いをして、野生動物の追い払い用のロケット花火、轟音玉等の交付や貸し出し等を行っています。

平成16年度から18年度の3ヶ年には、国・県の補助事業を活用して、藤原地区を中心にサル、イノシシ、ツキノワグマの被害防止のために、延べ約23kmの電気柵を設置しております。

新治の恋越地区では、サルが出没して、ブドウ園地を荒らし困っていましたが、地域全体で協議をして、県の小規模事業を導入し、電気柵を設置しました。

全体事業費は約400万円で、延長2,756mを行うことができました。

1mが約1,500円で、その内の自己負担は1割であります。設置後はサル出没もなく、今では安心してブドウづくりが行われているところであります。

20年度には、国会の議員立法で「鳥獣による農林水産業等にかかる被害防止の特別処置に関する法律」が施行され、みなかみ町では早速、国庫補助金200万円のソフト事業を導入して、「みなかみ町有害鳥獣対策協議会」を設置しました。

メンバーは行政、議会、農業委員会、猟友会、区長、被害農家等であります。

まずは鳥獣害防止計画を策定をしまして、罠（ワナ）の講習会、イノシシの被害対策では「くくりワナ」80台を購入し、さらにはサルに取り付ける発信器の購入、鳥獣害防止

対策の冊子3、300部を作成したところであります。

県の事業では有害鳥獣の隠れ家にならないように、吉平地区の里山周辺の森林・竹藪・原野を8.5ヘクタール刈り払い等の整備をし、また師地区の林縁部の刈り払いを5km行っております。

イノシシについては、くくりワナ（ワイヤートラップ）や大型の捕獲檻、これは補正予算でも説明いたしましたように、6m×8mを20基作成して、順次、設置をしております。また、7名の職員が銃の資格を取りまして、猟友会と一緒に捕獲駆除にあたっているところであります。

今後はどうするのかとのご質問ですが、まずは、現状で述べた対策等を引き続き行ってまいります。そして21年度では、昨年導入した国の鳥獣害防止対策事業ソフト面と新たにハード事業も取り入れまして、イノシシ用の被害防止電気柵を上羽場、師、竹改戸など約20km設置する予定であります。

県の事業導入では、サルの群れに発信器を取り付けて調査をしていきます。

みなかみ町のサルの群れは12群れありまして、その内の群れ別のが3群れ程度あって、約15の群れになっているようあります。

発信器の付いていない7つの群れは、入須川1群、布施1群、永井・吹路で1群、赤谷1群、藤原1群、大峰・小和知で1群、上牧1群で、これらの群れのサルを捕らえて発信器を取り付ける予定であります。

調査は、より細かな内容にしなければなりませんが、例えば、秋にはどこの場所の柿を食べ、冬はどこの里で何を食べているか等を調査をしなければなりません。

農地をすべて守ることは不可能でありますので、守るべき農産物を把握して、対策を立てる必要があると思います。また、里山周辺の原野や竹藪等の整備を奨励すると共に、昨年より始まった「みなかみ町森林整備隊」による森林整備の活動に大きな期待を寄せております。

既に昨年度は、170.98ヘクタールの森林が整備をされ、その内訳は森林整備隊が60ヘクタール、その他は利根沼田森林組合、素材生産組合等の皆さんで行っていただいております。

今年度の目標は340ヘクタールですけれども、その内、森林整備隊は120ヘクタールの予定であります。森林整備は、森林・山・川を守ると共に、有害鳥獣が出没しにくい環境整備になりますので、この度の国の補正予算等を活用して、積極的に取り組んでいきたい、このように考えております。

いずれにしても、町や「みなかみ町有害鳥獣対策協議会」だけで解決できる問題ではありません。みなかみ町は、群馬県一大きな町でありますので、それだけに計り知れない有害鳥獣が生存しております。私達は、これらの鳥獣と敵対意識を持って対峙するだけではなく、上手く棲み分けができる事を望みますが、そのためには森林整備に力を入れることが最も大事であると考えております。これからも町民の協力を得て、野生鳥獣の出没しにくい里山を作るために、一層の森林整備の促進を図っていきたいと考えているところであります。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） イノシシで220頭、サルで59頭、採ったと、そちらの方は私の方も聞いておりまして、あと農家等にもお聞き取りしたところ、一昨年はサルが出たけれども、

去年は撃ったせいか出なかったとか、言う人もいます。

それなので、一定の成果は出ているのだと思っております。また、恋越等に柵等を設置したということで、サルの被害がなくなったということで、それはそれですごく良いことだと思うんですけども、サル自体が数が減ったわけではないので、他に移動して、塩原等に被害を与えてるのかなという気もしています。

最終的には、以前、20～30年前とか、サルはほとんど人里には出ないという状態を、そのような状態になるような最終的な徹底的な対策をこれからやっていかなければならぬと思います。柵等でそれが出来るんだったら、それでも良いですし、また犬の訓練により、サルを追い払うモンキードックというものもあるようですが、そういうことで出来るようなら良いですし、または地域、サルが入っては行けない地域を地図上で、みなかみ町として設置しまして、その中に入ったサルは全部捕まえるということで、サルがもう人里に近づくとやられるというふうな意識を持って、サルが人里に出なくなるような文化に変えていくと、そのぐらいまでやった方がいいかなというのは感じます。

国・県と協力してということもありますけれども、実際に一番身近な町が本当に本気になって主体的に取り組んでいくことが必要なんではないかと思います。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） サル、イノシシ等については従来より、いろいろ苦情等が来ております。

今、議員指摘されるように、恋越地区、それから藤原地区等につきましては、国庫事業を導入して、電柵を設置してきたということあります。

藤原地区においても、今まで、クマやサルなどが非常に出て、農作物が作れないよということだったのですけれども、国庫事業等を入れて、電柵を設置したお陰で大分農業も収穫が上がるということで、農家もやる気が出て、現在にあるというふうに私の方は伺っております。

当然、電柵等をすると、サルも移動をします。それで行動範囲も違ってくるということで、サルの追跡調査を猟友会にお願いをしており、それでも出ていれば、「追い払い」ということで、ほぼ毎日、お願いをしているところであります。

当然、この方々には県費の補助の半額、町でも半額ということでお世話になっている状況であります。

この猟友会の人たちに、より細かな調査をお願いしながら、やって行こうかということであります。例えば、出ている場所、先程もありましたけれども、どこの柿の木にサルが付いているのかと、そういういろいろな、冬には何を食べているのか、どの木の幹を食べているのか、そういうことも事細かに調査をして、それで対策、先程も言いましたけれども、ここは守るべき農作物だよという所を町でも図面化したりして、守るべき農作物、こういうものを上手く棲み分けしていくかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、モンキードックについても、また協議会の中で検討する必要もあるのかなということで、とにかく全力を上げて、中山間地域は鳥獣害が多いので、対策を立ててやつていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 今の答弁の中で、守るべき農作物ということであったんですけども、農作

物というのは、それぞれ総て作ってる人がいまして、たとえ換金しなくても、生活の日常的な野菜とか、そういうものでやってる、生活の糧にしてる、また楽しみにしている等、いうものがあります。

町民が作ってるもので、守るべきものと、守らなくても良いものがあるとは思えないのですけども、どうなのでしょうか。総て守らなければいけないような気がするんですけど。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 議員、仰るとおりでございます。

農家やお年寄りが一生懸命作ってきたということで、採りに行ったら、サルに取られないということは非常に悲しいことです。お金に換算できる話ではないというのは、全くそのとおりだと思います。

ただ、実際、サルを全面的に里へ出さないというのは今、ちょっと不可能かなと、どうしてもサルは里へ出るという状況ですので、本当に農業としてやっていかなければならぬ、サルが来たら大変だよと、本当に死活問題だよということを守るべきという言い方をしたつもりだったのですけれども、確かに今言われるように守るべき農作物、守らない農作物というのはないかも知れないですけれども、ここだけは必要だという区域は設定していかないと、この対策は難しいと思っております。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 最初の質問の中で、サルには文化があると言ったんですけども、いろいろ温泉に入ることを覚えたり、芋を洗うことを覚えたりすることと同じように、人間が作っている畑に行けば、食べ物があるという文化も出来ちゃったんかなと思います。

そういう中で、守るべき畑と守らなくて良い畑というのをもし作った場合は、そこをまた覚えてしまえば、また被害が止まらないということになりますから、基本的には人の物を取っちゃいけないっていうところまでやらなければいけないということなんで、課長の重点地区を決めなくちゃいけないというのは、どういう考えで言っているのか分からぬんですけども、ちょっと対策としては間違ってるんじゃないかなと思います。

私、ちょっと猿ヶ京の人から聞いたんですけども、日露戦争の時、にみなかみ町辺りのサルが大変捕獲されました。満州の方の寒冷地に行くということで、兵隊さんに毛皮をたくさん供給しなければならないということで、その要請に基づいてサルをたくさん取ったという記録が遺っているそうです。その結果、つい25年ほど前まで出なくなつたんじゃないかなというのは感じています。

ですから、サルがもう人里には近づかないようになると、そういう気持ちで取り組まなければ、ズルズルと今後も被害があちこち飛び火して行くのではないか。

例えば、新治で、布施で出なくなれば、今度は名胡桃に出るとか、そんな追いかけっこになってしまふんではないかと思いますので、基本的には駆除が中心なんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 駆除が良いということありますけれども、やはり動物と人との境と言いますか、これを決めることが一番やるべき事業かなと思っております。

やはり動物は、動物の住処、人は人の住処、その辺の線引きを上手く対策できるような

方法を取って行きたいと思っております。

ただ、サルについては一応、全駆除というのはなかなか難しいかなと思っております。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9番（島崎栄一君） 山奥まで逃げて行ったサルまで駆除しろと言っているわけではなくて、課長の言つてることと、私の言つてることと同じところがあると思うんですよ。人間の住処にサルは入っちゃダメ、山奥はサルはオーケーというふうに区分けをするということだと思います。

今、それで課長の方の答弁の中で、駆除は難しいという意見があつたんですけども、実際、去年59頭駆除してるわけですよね。それなんですけども、なぜそこで今改めて、駆除は難しいという言葉が出るのか、どういう理由なのでしょうか。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長（阿部行雄君） 私が言つた「駆除が難しい」というのは、一般的な駆除に対しては隨時、猟友会等がやっておりますけれども、それを出ないように駆除しろという、全駆除ということについては難しいということあります。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9番（島崎栄一君） ツキノワグマ等がトウモロコシ畑に出れば、たちまち人間への危害も加わるという危険性において、徹底的に人里に出たら駆除をしていると思いますけれども、課長自身が難しいというのでは、なかなかサルが人里に出てくるのを止められないんではないかと思いますので、基本的には考えを是非改めてもらって、人里にはサルが出ないようにするという気持ちで政策をやってもらわないと、ここ20年間と同じような結果になるのではないかと思うんですけども。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長（阿部行雄君） ご指摘のとおり、人里にサルは出ないようにという気持ちについては、私も強く思っております。これを出て良いよというふうには全然考えておりません。

出ないように、いわゆる線引きですね、サルについては山へというふうに考えております。

それで出てきたものについては、出来るだけ駆除しようということなのですけれども、現実的には人家の側に来たり、なかなか難しい面もあるということで、そういう意味合いでとらえていただければと思います。

ツキノワグマについては、非常にサルのようによる賢くない、こういうことがありますし、檻を仕掛ければ、結構、入ってくれると、人身にも影響があるということで、ツキノワグマについては、そういう部分については捕獲がスムーズにいっているということでございます。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） サルの場合は、人里に出てきた場合にも、それは駆除をしているのですよ。

猟友会の皆さん方にお願いをして、今は町長の許可で出来ますからね、それは出来ます。ただ、問題は銃ですから、やたら撃てないんですよね。

ツキノワグマとか、イノシシとかは大きいからいいのだけれども、サルは物体が小さく

て、すばしっこいから、やたら銃を撃つと、これが事故に結びつくという恐れがあるということで、これが極めて怖いのですね。そういうことで獣友会の皆さん方とは、その辺を良く協議をしながらやっているのですけれども、駆除できる環境を作りながらやるのだけれども、その辺は確かに難しいですね。サル自身も確かに、島崎議員は文化と言うけれども、サルの文化というのはどういうものか、私も分かりませんけれども、だけれどもサルは獣友会の皆さんの着ている物などの臭いで分かるのですね。

銃を持ってる人が来れば、もうすぐに逃げてしまう、そういう確かにすばしっこいところがあります。そこで冒頭も申し上げましたように、今までの新治地区吹路の経験の場合なのですけれども、一番最初に出たのは、17号線が開通して、道路が渋滞した際に、サルに餌付けしたがために、サルが出るようになったのです。

養蚕業がダメになって、桑林が出来てきたと。桑林が出来たことによって、身を隠す所があるから、どんどん前に出てきて、人里まで出て来たというのが実態だと思うのですね。

そういうことから、桑林を整備したところ、あの一帯はサルが大分少なくなりましたね。これと同じように、やはり大きく考える場合は森林整備しかないと思うのですよね。

出てきたものは駆除をすると、だけれども、何百頭といわるわけですから、それに対して、それらが何時、どこに出るか分からぬわけですから、やはり大きな対策としては、森林整備をして、サルを山奥にやること、これが一番我々として出来る手段ではないかなと感じています。

今、島崎議員も同じだから分かるとおり、新治上原地区のリンゴ園とかの果樹園の辺りによく出ますけれども、あの一帯の裏山、里山が整備されていないので整備をしたところ、若干出没が減ったとかという話も聞いておりますが、その奥には約80町歩近い牧野の林がありますよね、同じ組合員ですよね。あれは全然、手が入っていないのですよね。

だから、そういう所をこれから森林整備隊の皆さん方に協力を願って、除間伐をして、山を綺麗にすれば、やはりサルは上原のリンゴ園の例と同じように、だんだん後ろに下がっていくと思うのですよ。だから、そういう一つの長い目で見た森林整備というものが、この有害鳥獣対策になると思うのですよね。それに合わせて、当面する被害とか、危害を与えるものに対しては、基本はもう駆除ですよ、駆除しかありません。

だから、1頭に2万円出せという話だったけれども、それはどうかとしても、それに対する処理費等について、これからいろいろ考えることは大事なのだろうと思います。

それと同時に、やはり獣友会の皆さん方も高齢化が進んでおりますから、実際の所、有害鳥獣に対応するのが、そこは確かに大変ですよね。そういう意味で職員にもお願いをして、今7人が資格を持っていますけれども、できれば、これからももっと職員にも免許を取ってもらったり、若い町民の皆さん方にも獣友会に入ってもらって、有害鳥獣の駆除に協力してもらえるような体制が出来たらいいなと、そのために町としても努力をすべきかななど、そういうふうに思っております。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 基本的にサルが人里に出ないよう、サルと人が別の世界で棲めるように、柵、モンキードック、駆除、いろんな方策があると思いますけども、一番有効な手段で、その目的を達成すると、ずる賢いから仕方がないんだとか、サルは、はしづこいから何ていう言い訳はなく、結果として安心してみなかみ町では農業が出来るように、そういう町になるように、徹底的に是非お願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

議長（傳田創司君） これにて、9番島崎栄一君の質問を終わります。

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。昼食のため、13時より、再開いたします。
(11時45分 休憩)

(13時00分 再開)

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序第2 20番 本多秀律 1. 遊神館の源泉にかかる町の所有権について
2. 須川834番地「農産加工の家」への
県補助金1千万円について

議長（傳田創司君） 午前中、予定をされておりました最初の質問が終了しておりますので、午後は2人の予定者の質問を行います。

それでは、20番本多秀律君の質問を許可いたします。
20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番（本多秀律君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、確認しておきたいことが2つございます。

まず一つは、1千万円が県の補助金であるのか、町の補助金であるのかであります。
2つ目は、補助金申請書をなぜ見せていただくことが出来なかつたのか、その理由をお聞きしたいと思います。

(「何の補助金の話なのですか。」の声あり)

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君、具体的にお話しをして下さい。

20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番（本多秀律君） 農産物加工の家に出てる補助金のことでございます。実は議事録によりますと、県の補助金ということになっておりました。

この点について、どういう見解だかお聞きしたいということでございます。

2つ目の補助金の申請もこれは農産物加工の家が補助金申請をした時の申請書の意味でございます。

議長（傳田創司君） ただ今の質問について、お答え願います。
農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長（阿部行雄君） ただ今の確認事項について、お答えいたします。

農産物加工の家の補助金についてということであります。県から、市町村、市町村から事業実施体ということであります。それから、補助金の申請書の書類については、文書管理課の総務課と協議した結果でございます。以上です。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 申請書をなぜ閲覧させないかということですが、町は情報公開条例に基づいて、公文書を公開しております。ご承知のとおり、みなかみ町情報公開条例は、平成17年10月1日から、施行になっております。したがいまして、それ以前の書類については、公開する指定がございませんので、してございません。以上です。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 情報の公開に関する法律というものがございます。その中の第5条、「行政の長は、開示請求があった時は、個人情報であっても、情報がその職務の遂行に係わる情報である時は、職務遂行の内容に係わる部分を開示請求者に対し、行政文書を開示しなければならない。」、さらにみなかみ町の自治基本条例では第9条第2項で、「議会は町政が町民の意思を繁荣し、適切に運営されているか、調整し、監視すると共に、その結果を町民に明らかにしなければならない。」とございます。

その点において、矛盾はありませんか。お答え願います。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 公文書は、古い物から永年保存等、いっぱいあると思いますけれども、公開するという基本的な方針を決めた時点から、公開をしていくという事が原則になっていくと思いますので、そういう意味で条例の施行日以前の書類については公開できないということになっております。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） そういうことだとすれば、見解としてはやむを得ないと思いますが、私としては、願わくば、公開しないということが悪く取られますと、非常にせっかく自治基本条例を作つて、町、議会、町民の皆さんと三者三様の中で、これから自治行政をやって行こうという中において、マイナスにならないかということを心配いたしまして、敢えて質問させていただきました。

本題に戻りたいと思います。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 今、本多議員のご質問は、議会の請求の話ですよね。自治基本条例の話は昨年4月からスタートしていますけれども、議会と行政と町民との協働によって、町づくりをやろうという方向で条例が出来ていますけれども、今の話については議会として、そういう請求があるとするならば、それはやぶさかではありませんよね。

議会と個人、議員さんは違いますので、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 今、町長が仰ったことは十分、分かります。

必要があれば、調査特別委員会を設置してやればいいという、議員個人ではなくて、議会としてという意味でどうから、調査特別委員会を設置してやればいいということもあるということで、一応理解だけはしておきます。

前段の質問はそういうことで、本題に入りたいと思います。

1として、遊神館の源泉にかかる町の所有権と権利について。

この源泉は、1号泉と2号泉が自然湧出しております。1号線は、遊神館へ、2号線は特定の利用に供していないようあります。また、多くの権利者が存在していると聞いております。さらに、町有地から河川を渡り、源泉が利用されていますが、賃貸契約等はありますか。大切な資源ですので、有効に活用することは、当然ですが、将来に向かって混乱を招かないためにも、活用方について、権利区分について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

2として、みなかみ町須川834番地「農産加工の家」に町の補助金1千万円が使われておりますが、適正に運用されておりますか。

町の補助金を受けている農事組合法人が申請の時は、たくみの里「加工組合」であると伺っておりますが、平成16年には農事組合法人「新治生産組合」へと変更をしております。補助金を受託した「理事者」の変更は問題ありませんか。

また、次の3点を伺います。

1. どのような目的で補助金が承認されたのか、お伺いいたします。

2. 業務実績報告書は適正に報告されておりますか。

3. 私の間違いでなければ、個人の一般的な食堂に見えますが、1千万円の補助金は補助金適正化法に合致しておりますか。以上でございます。

町長（鈴木和雄君） 議長、暫時休憩をお願いします。

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

※ 暫時休憩中に、質問事項についての確認がされた。

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） まず、遊神館の源泉と町の所有権について、お答えいたします。

旧新治村では、活力ある村づくりを進めるために、平成2年に「新治村農村公園構想」を制定して、この構想を基に事業推進を図ってまいりました。その一環として、入須川地区に「農村交流公園」遊神館の建設を行ないました。

この計画の目的は、地域資源である鉱泉を活用して、都市住民と地域住民との交流を図り、併せて雇用の場を創り、地域の魅力と活力を創造することでありました。

奥平温泉は、当時、熊本県の「天下一家の会」の所有であり、会の破産からその権利が破産管財人の管理下にありました。そこで私は鉱泉地を村が取得したいと考えまして、管財人である弁護士を当時の西山貞夫課長と再三訪ねまして、取得を強く要望してきたところであります。その甲斐ありまして双方の協議が整い、「ふるさと創生資金」を活用して、平成2年3月20日に、2,000万円で鉱泉地を購入する事ができました。

購入した鉱泉地は、1号源泉が入須川奥平1021番地の2の4.42m²であり、湧出量は毎分400リットル弱であります。

もう1ヶ所の2号源泉は、入須川奥平1023番地の2の4.89m²で、持ち分は400分の358であり、湧出量は毎分430リットル弱であります。

また、新治村以外の持ち分は、400分の42であり、登記簿上の所有者数は18名程になっております。

次に賃貸契約のご質問でありますけれども、この件は新潟県の業者が、地元の地権者から養魚池（720m²）を借り受けて、錦鯉の養殖をしており、町の鉱泉を使用しています。

また、この引湯管は、町の土地を使用しているが賃貸契約はどうなっているのかとのご質問ですが、町は鉱泉地を取得する際に、破産管財人に養殖業者に鉱泉引湯を中止するよう通告してもらい、その上で鉱泉地を買い受けた経緯があります。

しかし、その後も使用していましたので、村は鉱泉使用中止の告知をしましたが、相手方からは多大な投資をしたので、中止に応じられない旨の回答がありました。

町でも弁護士と協議して、平成6年11月6日に仮処分を前橋地方裁判所沼田支局に申し立てました。2回程の調停を行ないましたが、その結果は、町が養魚池に日量200リットル無償提供する事で和解しております。

今後の町の方針は、権利者から申し出があったり、町で事業等を行なう場合は、関係者に事業内容を説明して、適切に対応していきたい、このように考えております。

次に、「農産加工の家」の県補助金についてであります。

質問内容を要約すると、県補助金で「そば食堂」とは理解し難い。「補助金の適正化に合致しているのか」と言う内容であります。この件は群馬県の単独事業であります、この事業に疑義があれば、県に問い合わせるのが筋と思ひますけれども、折角のご質問でありますから、私見を交えましてお答え致したいと思います。

まず、この事業は「群馬県グリーンツーリズム整備事業」で行なったものであります。

その実施要綱は、「都市住民の農業・農村に対する理解を深めると共に、ゆとりある県民及び国民生活の実現に資する観点から、滞在型の余暇活動を中心とする都市と農村の交流の一層の推進を図るため、交流人口の拡大を目標として、交流機会の確保、農村側の受入れ体制の整備等の取り組みを実施する。」とあります。

尚、この事業の実施期間は、平成13年度から15年度の3ヵ年であります。

事業主体は、市町村、JA、農業者が組織する団体、これは原則3戸以上であります、農業体験等施設整備の事業費は2,000万円、体験活動用器財は1,000万円までで、その補助率は2分の1であります。

このグリーンツーリズム事業は、「農村公園構想」を推進する新治村にとって最適な事業であります。そこで県・村は、当時、農業生産団体グループや農産物の販売に熱心な農家に、事業の情報を流して参加を募りました。

しかし、農家からの問い合わせは2件程ありましたが、補助残の2分の1がネックとなりまして参加者はありませんでした。

その後、たくみの里地域の農業者3名が農業者組織「新治村たくみの里加工組合」を設立をしました。

設立の目的は、「農産物加工体験、そば打ち体験、さらには農産物の直売等を通して都市住民と交流を図り、たくみの里グリーンツーリズムの最前線の組織にする。」としており、計画書を添えて、農業体験等施設整備の申請書が村に提出されました。

以上の事を踏まえて、順次、ご質問にお答えしていきたいと思います。

まず始めに、補助金が承認された理由は何かということでありますけれども、村は、「新治村たくみの里加工組合」より提出された計画書に、「農村公園構想」や、たくみの里の状況を付記して、群馬県知事に申請をしました。

その結果、知事は平成14年1月7日付けで「グリーンツーリズム整備事業実施要領」第4に基づき事業認定をされました。したがって、「その理由は?」と聞かれれば、事業実施要綱に基づき適切であったから、県は認定・承認されたのだと思います。

次に、業務報告書は適正かということですけれども、村は県の交付決定を受けて、事業主体である「新治村たくみの里加工組合」に通知し、同組合は交付申請の手続きをして事業着手をしています。組合は群馬県補助金1,000万円と組合負担1,150万円の、総事業費2,150万円で農業体験等施設整備が完成しております。

この結果を受けて、村は、関係書類と事業実績報告書を添えて、補助金の請求を行いました。県はその内容を下に、1,000万円の補助金を確定し、村を経由して「新治村たくみの里加工組合」に交付しました。

尚、「グリーンツーリズム整備事業費補助金交付要綱」第10には、補助事業の遂行にあたり、必要な事項は知事が、必要な都度、指示するとありますが、現在までに何らございません。

次に、3番目であります。補助金を受託した理事と後の変更に問題はないかのご質問であります。

補助金は、新治村たくみの里加工組合に交付したものであり、県は理事に出したものではないと思います。

また、平成16年3月に組合名が、設立当時の「新治村たくみの里加工組合」から「農事組合法人にいはる生産組合」に改名されていますが、これに問題はないかと県に問い合わせをしました。県は任意組合から法人組織になることを進めているので問題はない、むしろ奨励しているとの回答がありました。

「農事組合法人にいはる生産組合」は、理事10名、組合員67名、従業員は臨時を含めて11名であり、そば・小麦・野菜等の原材料は地元から90%以上を調達し、農産物直売所は組合員からの農産物であるとのことです。また、そば打ち体験者数は5千人を数え、田植えを含む農業体験は3千人と伺っております。

次に、個人の「そば食堂」に見えるのに1,000万円の補助金は理解し難いとのご質問であります。

この事業の要綱・要領は、都市との交流と農山村地域の活性化が目的であります。

農業体験等施設が整備された事により、地域に雇用が生まれ、農産物や農産加工品が販売され、地産・地消が促進されております。そして、「群馬県グリーンツーリズム整備事業」の実施要綱に沿って、そば打ち体験や農業体験等が事業化され、たくみの里の一翼を担っております。

このような取り組みの中から、昨年は「たくみの里そば祭り」が生まれ、今年も6月6～7日の両日、県内外のそば打ち愛好家が腕自慢を競う「そば祭り」が開催されました。

その中では「全日本素人そば打ち名人大会予選会」が行われ、11月に福井県で行われる全国大会に出場する4名が決まり、その内の1人は猿ヶ京温泉の佐藤和雄さんであります。

この事は、「利根川源流の町NPOみなかみそば連合会」と「農事組合法人にいはる生産組合」が組織した「たくみの里そば祭り実行委員会」の取り組みの成果であります。そばの食文化が、さらに広がる事に大きな期待をいたしております。

本多議員は、個人のそば食堂にしか見えないとのことありますけれども、私は以上のことから、「農事組合法人にいはる生産組合」は、「群馬県グリーンツーリズム整備事業」

の実施要綱に添って、法人運営がされていると理解しております。

また同法人は、新治地区唯一の製粉場も設置し、地域の皆さんも利用されておりますので、今後は一層、そば栽培農家を増やし、そば商品の普及に努められて、「たくみの里で美味しい蕎麦を食べよう」と言われるような、そばの知名度と市場性を高めて欲しいと念願しております。

何故ならば、この事がたくみの里一帯を活性化させると共に、みなかみ観光産業の大きな礎になると信じるからであります。

町としては今後とも、国・県は市町村を元氣にする農業振興策に力を入れていますので、農業者や農産加工グループの皆さんを取り組みたい事業があれば、積極的に導入をしていきたい、このように考えているところであります。

以上をもちまして、答弁いたします。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） まず、一番最初の源泉についてです。

2号泉のことが一番問題なわけです。1号泉は、ご案内のとおり遊神館の方にストレートに入っているので何ら問題はないのですが、2号泉は権利区分が非常に細かくなっているという、天下一家の会という所から所有権を得た関係で、そういう形になっているのはやむを得ないことだと思うのですけれども、そういう形がございます。

そういう中におきまして、先程、町長が言いましたように、川を越えて使っている業者もいるわけですね。今は使っていませんが。

ですから、2号泉の権利が、今は川になっていないのですが、実は雨が降るとちょうど川状になって2号泉の源泉の所にストレートに水が来るのです。そうすると例えば、破損された時の問題だとか、2号泉源泉が入っているので、聞いたところによりますと、概ね400分の300が町所有だと、400分の100が町以外の個人の権利所有になっているということですね。そうしますと、壊れたら使わないということならば、話は非常に簡単なのですが、やはり源泉は非常に効能の良い源泉です。ですから、できるだけ資源を活用する意味からも、この源泉の活用は非常に大事な部分に入るかと思うのです。

以前に、あの源泉を有効活用しようという提案もありました。そのくらい源泉自体が質の良いものであります。だからこそ、400分の300、約6割強が町所有として使える部分ですから、今後、しっかりとどういうふうに区分したらいいかという面を後世にも分かりやすい形を出来るだけ取って欲しいということが、今私が言わんとすることでございます。

その点について、今後、どう、お湯ですから、4分の3、6割という、分けるという、分湯の仕方というのは、なかなか難しいかもしれませんけれども、その辺も含めてお答えいただければと思っております。400分の300ですから、6割強です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 今、源泉比率の関係ですけれども、源泉の所有権につきましては、先程申し上げましたように400分の358ですね。したがって、町以外の権利者は、400分の42ということになります。関係者は18人程だと伺っております。

先程も申し上げましたように、この源泉を使う時になりましたら、または権利者から申し出があったり、町が使う場合等にあった場合は、やはり関係者と協議をしなければならないと思います。

しかし今、その源泉を使おうという予定は、今のところ持っておりませんので、今それに対して、どうこう動きをしているわけではありません。

ただ、本多議員が言われますように、あの鉱泉は大分効能が良いと言いますか、飲料水的にもミネラルがたくさん入っていて、素晴らしい水だというふうに言われておりまして、今から、この鉱泉の源泉を町が確保してからだったと思思いますけれども、ヤクルトからこれをぜひ売って欲しいということもありました。

しかし、その時は、町の方としては温泉として活用したり、水の効能等についてもそれなりに調べていただきましたので、資本によらずに、町で所有していて、将来、何かのために役立てようということで、今日に至っているわけあります。その過程の中で商標登録を取つて、場合によったら水を売っていこうかなということも一時考え、そのような商標登録をしたという記憶もあります。

したがって、この鉱泉の源泉につきましては、今具体的にどうのこうのする必要が今のところありませんので、これとした町としての取り組みはいたしませんけれども、今後の利用状況等の中で、そういう問題が発生すれば、取り組むことになると思います。

何れにしても、しっかりと持ち分等のことが、しっかりと登記されていると思いますので、その点は心配ないのではないかなと思います。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 願わくば、区分してあれば、あとは利用が速やかに行くし、何か事故があった時にも負担が出るわけですから、出来るだけ、分かりやすいようにやる方が良いのかなと思っております。

それから、2点目の農産物加工の家についてですが、これは言った、言わないの話になるので、私の確認したことだけ、ちょっと聞いていただきたいと思います。

私も実は、県の補助金だと思っていましたので、県の農政課に電話をしたところ、名前は敢えて伏せますけれども、そうしましたら、その方が「これは町に出したのよ。」と、町に出したと言ったから、課長に確認をしました。そうしたら、「そうだ。」ということですから、わざわざと言っては失礼ですけれども、私は町の補助金が出た形を県は判断をしているのかなという理解で、敢えて町の補助金ですか、どうかということを確認させていただいたということが、事実の話です。

これは農政課長に確認をしていますから、第3者に関しても確認をしております。

そのことだけ言わせて頂きます。だとするならば、一番私が問題としているのは、今言った事業そのものはですね。

町長（鈴木和雄君） 一つ、一つ、質疑応答して行きましょうか。

そもそも最初の見解が違うようですから。

20番（本多秀律君） 私が今言っているのは、町長が後段で言っていたグリーンツーリズムで地域活性化に貢献しているというのは、これは私も地元だから良く分かりますよ。それは敢えて、言ってもらわなくても十分わかります。

ただ、補助金の適正化というのは、これは必ずしも事業が良いから良いということではなくて、やはり補助金は知ってる所おり、個人に出るものではないですよね。

ですから、そのグループが、やはり適正に運営をしているということが大事だと思うのです。ですから、敢えて、申請書を見せて欲しいと言ったのは、申請書がどうに出ていて、目的に沿った補助金の使い方をしているのかどうかという所を確認させてもらいたかった

からこそ、担当の方にも連絡をさせてもらったわけです。

ですから、そういう事があるわけですよ。それで目的にあつてはいるかどうかというのと、補助金を使う上において非常に大事なのです。

釈迦に説法で、町長にするつもりは私もありませんが、そこにあるわけですよね。ご案内のとおり、そうなのです。それで理事が替わることは問題ないです。

理事が替わったことによって、定款も変わっています。何が変わったか、定款が目的ですね。組合法人の目的は、定款にちゃんと書いてあります。目的が変わってますよ。

どう変わったかというと、「海外の研修生および実習生の受け入れ事業として」と、それが追加されているのです。

だとするならば、目的を変えたのだろうと言わざるを得なくなってしまう。

ですから、やはり申請の時の目的、ですから分からなかつたのは、法人というものは、一般的に定款変更というのは、基本的にはやっても良いと思うのです。

ところが、私が分からなかつたのは、補助金が出てるものに対して、定款をどんどん変えていったら、Aさんから、Dさん、Zさんまで行ってしまうのですね。

だとすると、皆さん税の使い方の面からして、何を基準に、誰を基準に、どういう組織を基準に公平公正な税の使い方をするのかという所の基準が大事なのですよ。

だから、やっていることが地域の活性化になつてないなんて、全然言つていませんよ。

有り難く思っています。ですから、そんなことを言おうとしているのではなくて、それはそれとして評価をしています。300%も評価をしています。

ですから、そこではないのです。補助金をどう使うかという面においては、税を使うわけですから、これは当然の事ながら、効果が出ていれば、それで良いという認識では私はないと思うのです。目的に沿つたものに使われているかどうかというのが、堅いことを言うわけではないですけれども、私はそう思うのです。

その面において、どう判断をするかということをお聞きしたい。これが私の思いでございます。時間もあまり無いのですが、一応、そのことについて、町長、どう思うか、お聞きします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 補助金は、県か町かという話だけれども、これは町の補助金だということになれば、町のお金を出すことを言うのではないですかね。

町からは、お金は出でていませんよ、これ。県の誰が言おうが。

もし、そこに疑問を感じるのであるならば、この事業は県単事業なのですよ、県単事業であるから、群馬県整備事業の目的をぶつけて、「これ、群馬県、おかしいだろう。」とやれば良いのですよね。群馬県はみんな、この群馬県グリーンツーリズム整備事業の実施要項に基づいて、採択しているのですよね、そうですよね。

それと同時に、この定款等の変更についても、これは町が認めているわけではないですね。この定款等の変更についての届け出は、県ですよね。

今、例えば、定款の変更は当然あると思いますけれども、変更した経緯の中で、このグリーンツーリズムの要項に外れていますか？今、本多議員が言われたのは、外れているという理解なのですか？

外れているとすれば、定款が変更になって、そのどこが違うのか、ちょっと言ってくれますか？

それで基本的には、再三、申し上げますけれども、これは県の単独事業ですから、この

事業の真意等について問われて、私が推測で発言をしたのでは上手くないので、これはどうですかと、県の方に行って聞いて頂くのが一番良いと思いますけれども。

ただ、私の方としては、先程も申し上げましたように、この農業法人は、実施要項に基づいて、しっかりやっていると思いますし、その辺は本多議員も認めておられるわけですから、それ以上のことを私は言いようがないだけれどもね、どうでしょう。

議 長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 補助金というのは、目的に沿って、使うのだということです。

町 長（鈴木和雄君） だから、どこが違うというのですか。

20番（本多秀律君） さっき言ったとおり、海外の研修生というのは追加なのです。目的に追加されているのです。

町 長（鈴木和雄君） だけれども、それは後の話でしょう。農業法人になった時に入れたのでしょうか。

20番（本多秀律君） 要するに、目的が変わっているということを言いたいわけです。

町 長（鈴木和雄君） 中身は同じではないのですか。

20番（本多秀律君） 同じではないです。目的が追加されているのです。海外の研修生及び実習生の受け入れ事業ということが目的に追加されているのです。最初はそうではなかったのです。

町 長（鈴木和雄君） 受け入れることがね。だけれども、良いことではないですか。

20番（本多秀律君） 目的に沿った使い方をしなさいというのが、補助金適正化法にあるのです。あるから、敢えて言っているわけです。

だから、そのことがあったから、今回、県のことかな、町のことかなという、いろいろありましたよ。

それとあと一つ言いたいことは、同じ番地に営利の法人と、NPOの非営利の法人が共存しているということは、見る方からして、とても紛らわしい。このことについても、いかがなものかなと私は思ったのです。そういうことです、それもあるのです。

それとやはり、補助金というのは適正に使われるからこそ、皆さんの支持があると思うのですよ。ですから、理解もあるし、支持もされているわけです。

それと特に、農政事業に対しては、補助金を必要とする事業は今後も大いに期待をされるわけですし、不適正であるために他の事業だとか、補助金にブレーキがかかることはあってはならないと思うのですよ。

ですから、補助金を出した側も、やはりちゃんとした業務実績報告を監視するなり、管理監督して、そういうことがないように、適正に使われるよう、担当がしっかりした対応をして欲しいということが、それが県の補助金であっても、国の補助金であっても、見解は同じです。

目的に沿った使い方でないと、これは不適正だというのが、私の理解していることです。

ですから、追加したということは、それは私の見解としては、不適正だなと思っています。目的を変えたわけですから。

ですから、これは県の補助金でも、国の補助金でも全く同じです。そういうことでありますから、この問題をさせてもらったということでございます。

時間が無いようですから、最後になりますけれども・・・。

町 長（鈴木和雄君） それに対して、言いつ放しでは上手くないから、反論させて下さいよ。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 再三、申し上げていますように、群馬県グリーンツーリズム整備事業の実施要項に沿って、事業は推進されなければならないと思うのです。

当初は、加工組合から農業法人に替わったわけですけれども、その時の定款目的の中身についても、今言われる海外研修生を入れて農業体験をさせるということですね。

文言は違うかも知れないけれども。

20 番（本多秀律君） 見せてもらつてないものは分からぬ。

町 長（鈴木和雄君） では、その事について、なぜ言うのですか。

議 長（傳田創司君） 答弁を継続して下さい。町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 結局、文言は違つても、要するに趣旨が変わらなければ良いのではないですか。

実際に、この問題については、利益がどうのこうのと言いますけれども、2分の1の補助なのですよ、残りの2分の1は法人負担なのですよ。

当然、地産地消をしながら、グリーンツーリズムを進めて、そこに収益が得られなかつたら、事業は継続できませんよね。100%補助が出ているわけではありませんから、やはり農業振興をしながら、それなりの利益を得て、その利益をまた基にして、農業振興の輪を広げてですね、それでたくみの里一帯を農業体験の場にしようというのが、この法人の目的で、ここまで頑張ってくれているわけですよね。

だから、そば祭り等を見れば、よくお分かりのとおりですよ。だから、そういう流れというものを私は理解をしていますし、これからも大いに頑張ってもらいたいと思っています。

今、本多議員が言われますような定款の文言が違うからではなくて、趣旨が違つてしまふならばダメですよ。だけれども、この定款については、法人の変更を県が認めているわけですよ。町がやつたわけではないですね、これは。

だから、いろいろと疑問があるのでしたら、どんどん県に行って聞いてみて下さい。

一生懸命やっている姿を評価されているのですから、いろいろと本多議員も地元におられるわけですから、大いに上手くこれらの法人が目的に沿つていけるように、一ついろいろとお力添えを与えてやって下さい。

そして、疑問がありましたら、私とやってもしようがないから、県の方に行って、問題解明をしていただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長の答弁が終わりました。誠に残念でございますけれども、質問時間は終了しております。

以上をもちまして、20番本多秀律君の質問を終わります。

通告順序第3 10番 高橋市郎 1. 旧衛生センターの建物・施設の撤去と跡地利用について

議 長（傳田創司君） 次に、10番高橋市郎君の質問を許可いたします。

10番高橋市郎君。

(10番 高橋市郎君登壇)

1 0 番 (高橋市郎君) こういった対面式になって初めての一般質問で、行政のベテラン課長さんの視線を浴びながら質問するのは、非常に緊張するなと思いながらいるわけですけれども。

それはそれとして、議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問いたします。

私が申すまでもございませんが、旧衛生センターは、旧3ヶ町村のゴミ処理施設として、長年、その役割を果たしてまいりました。

アメニティパークに移転後、一部の撤去はされました、大部分は現在もそのままとなっております。環境基準を上回る有害物質に汚染されているのではないかと言われており、撤去には多額の費用が必要と予想されております。この事案をあまり先送りにすることは、好みないことではないのでしょうか。

安全な土地に戻し、跡地利用を図らなければならぬと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 高橋市郎議員のご質問は、**旧衛生センターの建物・施設の撤去と跡地利用について**であります。

まず、旧衛生センターは昭和39年開設から、現施設のアメニティパーク開設後の平成10年までの約35年間、新生みなかみ町の構成町村の社会経済活動から発生する廃棄物の処理を行い、環境行政に多大な貢献をいただいたわけであります。

また、廃棄物処理量の増加や処理対象物の多様化、さらには処理基準等の法律改正に適応する施設とするために、施設の新設や改善を繰り返して、地元である後閑・真政地区の皆さんには大変にお世話になりました。

特にこの間、地元の皆さんには臭気や騒音等で大変なご迷惑をお掛けしましたが、深いご理解とご協力を頂きながら、業務を進める事ができました。

ここに関係者皆さんに心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

さてセンターの閉所後は、ご案内の通り、埋立て焼却灰の搬出、煙突を含む施設の一部解体等を行いました。

残された施設の解体撤去は、当然の事として進めなければなりませんが、その費用の捻出が大きな課題であります。新町発足後の平成19年度には、除去手法や費用等の検討を行うための予備調査を行い、有害物質の詳細な分布状況や除去手法を含む費用算定の調査業務と、さらには撤去工事は現在進めている「まちづくり交付金事業」で包括的にできぬいか検討しているところであります。

尚、この件については、議会の企業誘致活性化振興特別委員会でもご議論を頂いているところであります。

次に跡地利用についてであります、当該地は都市計画地域の用途指定が「工業地域」となっております、本町唯一の工業適地となっている事から、工業系の跡地利用を考えているところであります。

しかし、当該地に進出の打診があつても、旧衛生センター施設があることから、異口同音に企業イメージに合わない旨を告げられるわけであります。

現在、後閑駅周辺地区には「まちづくり交付金事業」によりまして、都市計画道路・真政悪戸線を核に事業着手をしたところでありますが、関係地権者のご理解とご協力を頂きながら、利根川に新橋梁の建設を進めたいと考えています。

また、隘路になつてます閑口橋の架け替え工事や、都市計画道路・悪戸矢瀬線につい

ても事業化を進めております。これらの道路整備が完成しますと、後閑駅・上毛高原駅・月夜野インターチェンジを結ぶ、本町・中心市街地の新たな交通体系が確立されることになります。

そして、月夜野地区が新町の要となるには、それぞれの施設が地域の拠点に相応しい役割りを果す事が大事であると考えております。また、上毛高原駅周辺の再開発は、群馬県・JRを交えた勉強会を開催する運びとなっております。

これらの取り組みを契機に、秩序ある土地利用と良好な市街地の形成を推進したいと考えているところであります。

いずれにしても、真政工業適地は旧衛生センターの施設が撤去できれば、工業系土地利用が促進できる素地がありますので、「後閑地区まちづくり交付金事業」による都市計画道路の進捗に合わせまして、月夜野インターチェンジまでの道路延伸計画と工業団地計画等を包括した、一体的な整備計画を策定したいと考えているところであります。

議長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） この質問をするきっかけなのですけれども、いつも沼田の方から17号を来ますと、真庭、真政地区を過ぎて、月夜野大橋を渡ると、あの月夜野大橋を渡り始めた時に、正面に谷川岳が見えるのです。その眼下を利根川の清流が流れています、非常に美しい景色ですよね。

この町の総合計画の「利根川源流の町みなかみ」、自然ということを謳い文句に町づくりをやっていくという中で、一つだけポツンと、みなかみ町の玄関口に、高速道路を降りて、月夜野大橋を渡る、その玄関口に、昔の繁栄の負の遺産というものが今も現存している、どう見ても、みなかみ町に似つかわしくないなという思いがずっとあったのですけれども。

合併して、新町になつてもう4年が経過をしました。

私たちの任期も残すところ1年を切ったわけです。そんな中で、私も月夜野の住民、以前も月夜野で議員という立場にあった中で、あそこを議論のテーブルに一回も上げないで過ごしたのでは、町民の方、特に後閑・真政地区の住民の方々に申し訳ないなと思い、何時になったら、あれが撤去できて、安全な土地になるのかなという想いを持っている住民は多いと思うのです。

そういう中で、質問させていただく訳なのですけれども、先程、町長も工業用途地域の工業指定になっていると、しかしながら、打診があっても、あの施設がある限り、業者は二の足を踏むのだという話です。

ということになった時には、やはり合併した特例期間の中でのある程度の処理の方向付けをしておくべきではと思うのです。

一度にやるというのは、非常に莫大な金が掛かるのでしょうかけれども、それなりに有害物質の環境基準を上回るという有害物質の調査から始めて、予算や時間は相当かかるのでしょうかから、ある程度の計画というものを含んでいただくことが望ましいのではないかと思います。

私も現場に行ってみましたが、まだ旧月夜野町の看板が立っていました。

水・月・新と言うのだそうですね。初めて教えていただいたのですけれども、水上・月夜野・新治衛生施設組合、管理者はそこにおられる腰越副町長の名前がちゃんと書いてありました。

何でそうなのかなと思いましたら、やはり昭和39年からということになると、ずっと

以前の話ですよね。私が8歳の頃の話ですから。随分、大昔だと思うのですけれども。

その頃、みなかみ地域が繁栄したお客様のゴミや廃棄物というものが多かったわけです。そのために、そういう名前の由来があるのだという話も聞かせてもらいました。

そういう中で、アメニティが出来て、あの場所が10年間放っておかれていた。

一部事務組合という中での扱いであったので、各町村の議会での議論というものは、なかなかされなかったわけで、ワンクッションをおいた組織の運営であったために、そういうことであったのかなと思うわけです。そういう中で、ある程度の計画性を持って、今後進めていただけるのか、その辺についてお願いいいたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 17号線バイパスを来て、この町を見ての感じ、私も高橋議員と同じです。

何とか、あの旧衛生センターが撤去できないか、いつもいつも思っている一人であります。私自身も実は、昭和51年から、この組合の副議長として、お世話をになりました。

多くの議員さんとも、ご指導をいただきながら、衛生センターに係わってきた経緯があります。

それだけに当時のコンポスターと言いますか、あの生ゴミの分別等々あって、大変に異様な臭気・騒音等で地域の皆さん方が、大変に苦労をされたことも今ではつきり覚えていますしね。それだけに長年、ご協力をいただいたことに感謝をいたしているわけです。

思えば、この西部3ヶ町村、月夜野以外の場所に建設をしようということで、これも何年も何年も議論しましたね。それで腰越副町長と私の代になってから、アメニティパークのあそこに何とか地元の方々から協力をいただけるという方向が出まして、移設が出来たという経緯があるわけあります。

したがって、こういう処理施設等については、やはり地元の人から決して喜ばれる施設ではありませんし、地域の皆さん方に対して、町としての、町民としての思いというものも、感謝という一つの言葉も含めて、出来る限りのことはしなくてはならんというふうに、いつも思っています。

旧衛生センターは、特に後閑・真政地区の皆さん方にとって迷惑施設であっただけに、閉所後は何とか早く撤去したいと思っておりましたが、ご案内のとおり、財政問題から出来なかつたのが現状です。

しかし、先程も言いましたように、まちづくり交付金事業等が上手く導入できて、そして、構想として、この地域では都市計画が出来ておりましたので、都市計画道路の建設が今年度着手できるわけですね。本当に良かったなと思っていますし、加えて国の補正予算等が加わりますので、本年は利根川に橋が架かるという方向、そういう一つの見通しまで、立てられるようになったわけです。

先程も申し上げましたように、については、やはり「まちづくり交付金事業」しか使えるものが今のところないのですよね。ああいう旧センターの建物の施設撤去等について、新たな事業があれば良いのですけれども、起債くらいで、事業的なものはありません。

したがって、財政状況はこういう状況でありますから、何とか該当する事業がないかということで、いろいろとアンテナを張ってやってみたのですけれども、やはりまちづくり交付金事業を入れてやるしかないのですね。

したがって、真政～悪戸線の道路に着手をして、それを進めながら、17号線バイパスの方に、この事業を延ばしていくという、これしか今のところ考えられる事業は正直なところないと思うのですね。

したがって、今回、国の補正で早く真政～悪戸線の関係をやって、まちづくり交付金事業の中に 17 号バイパスにつながる構想を追加で入れて、そして建物の撤去等をしながら、道路整備をして、工業誘致が出来る環境づくりをやっていきたいというのが、今考えている構想であります。

しかし、こういう時代でありますから、国・県において、さらに良い情報等があれば、それを導入して、一日も早く、この施設が撤去できるように努力していきたいと思っておりますので、さらにアンテナを高くして、より良い事業等があるかどうか、町としても情報収集に努めていきたいと考えていますので、ぜひ議会の皆さん方におかれましても、これに対するお力添えをいただければ有り難いと、このように思っております。以上です。

議 長（傳田創司君） 10 番高橋市郎君。

（10 番 高橋市郎君登壇）

10 番（高橋市郎君） 本来なら、まちづくり交付金事業でやるということで、本来であれば、合併特例期間内くらいにはやりますよという町長の答弁が欲しいなと思ったのですけれども、それはそれとして、お金がないということです。

そこでお聞きしたいのは、アメニティパークの起債の償還が、平成 22 年度か、23 年度に終わるという情報を以前から聞いております。

そういう中で、起債償還がなくなれば、それだけ負担が楽になると思うので、その同じような感覚で、10 年も放っておいた物の処理に、もうそういう段階に入るのだということはいかがですか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 開会の挨拶で、引退を発表をした私が言うのはちょっと申し訳ないなと思うのですけれども、今、旧衛生センターの撤去等には 3 億円ぐらいかかると思うのですね。総事業費が大体、それくらいかかると推測しております。

これをやはり起債等でやったのでは、やはりこれは知恵がないと思いますよね。

やはり補助事業を入れて、補助残を特例債なり、何なりの起債を使ってやるのが当然、考えるべき手法だと思うのですよね。

今、合併特例期間は 27 年までですから、基本的にはもう当然、私が言うのはおかしいけれども、やはり 2 年くらいの間に道筋を付けなくちゃ上手くないと。ということは、このまちづくり交付金事業の真政～悪戸線の目途が、地権者の方にご協力いただいて、工事が上手く進めば、もう方向が出ますから、それを延長すれば良いわけですから、やはり一年も早くやるべきだろうし、これから町としての工業適地として今まで来ているだけに、これを企業誘致等が図られるような環境づくりをしなければならないというふうに思います。

私がここで何年、何年という、そういう立場にはなくなってしまったのですけれども、やはり 1～2 年ではっきりすべきであろうと思いますし、また今の町の流れからしますと、そんなにからかずに私は整備できると思います。

担当課の方から、明るい話があったら、ぜひ。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長石坂武君。

（総合政策課長 石坂 武君登壇）

総合政策課長（石坂 武君） 答弁になるかどうか分かりませんけれども、今、町長が言われたとおり、まちづくり交付金事業ということが一番考えられる話でありますが、今現在、国の施策で経済危機対策臨時交付金や公共投資臨時交付金というような、見えていなかつたもの

が見えてきているという状況もあるわけですね。

したがいまして、こういった国の施策が、また行われるという展開もあるかもしれませんので、そういう時の取り組みも一つの方法としてあるわけで、全体事業の中で、総合的に検討していく必要があると思います。

また、こういうふうに落ち込んだ景気が、企業誘致等していく中で活性化が図られて、財政も裕福になるという、こういった時に取り組むということも必要かなと、そういうふうに思います。

また、議員が言われましたとおり、敢えて一気にやるという方法でなく、計画的に取り壊していくということも一つの方法かと、我々の立場では今のところ、それしか言えない状況です。

議長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 先程、町長が申されましたまちづくり交付金事業については、後閑地区、真政～悪戸線等の整備後となりますが、その中で進捗状況を見て、第2弾のまちづくり交付金事業、後閑地区の第2弾という事で、そちらの方も含めてやっていければ、当然、解体も含めて、いろいろな事業を組み合わせながらやっていくことが可能かなと思っております。なるべく早く結論が出るように努力したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） 民間企業などですと、施設を作ったり、設備をしたりすると減価償却を起こして、当然償却が終わった時点においては、それなりのものが積み上がっているというのが、基本的な考え方です。

私なども、帳簿上、減価償却しているのですけれども、お金がないので減価償却で生活てしまっているので、機械が壊れるとまた借金をしなくちゃならないという、行政の悪いところというのは、やはり減価償却するのを見ないがための精査というものを後世に残すという、そこだと思うのですね。

でも、目的基金でそういうものを積み上げるのが本来なら良いのかなと思いますけれども、なかなか財政が許さない、やらなければならぬことが一杯あるから、なかなか行かない、必要になった時には良い補助事業、良い資金調達をして、それでやって行くというのが今までの流れであったと、これはやむを得ないと思うのです。

そういうことなのですけれども、昭和39年に出来たゴミ処理施設で、ここから1～3番議席の議員が生まれる以前の話ですね。その人達が、そういう物を処理しなければならない、若い世代が昔の繁栄した良い時代に使ったものを何でという、この先、みなみ町の人口も2万人を切るであろうと推計がされていると、そうならないように工業誘致をして、活性化を図るためにやることなのですが、そういうこともしなくてはならない、ただ、ああいう負の物を抱えていることによって、足枷になって、真庭・後閑・真政地域の工業誘致が進まないような状況であるならば、なるべく早く処理をすべきだと思います。

町長は、概ね2年ということでした。

思うに、町長は冒頭の挨拶の中で引退を表明されました。そんなことを言わないで、皆さんのが、副町長も、散々使った施設をあと4年間で処理しますよということで、引き続き町長をやるというのはいかがですか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） いろいろと有り難うございました。

当然、新町長に私は引き継ぐ立場になりますので、この関係等については、今までの経過等をよく説明をして、一日も早くこの施設が撤去されるように、私の方からも次期新進気鋭な町長が誕生いたしましたら、申し継ぎをしていきたいし、またこれからも一町民として、いろいろと頑張っていきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） そういうことですけれども、なるべく早い段階で、きちんと計画を立ててもらって、一つの問題提起をさせてもらったということで、処理場施設の問題について、計画的に処理を進めることを今後望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

有り難うございました。

議 長（傳田創司君） これにて10番高橋市郎君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上で、議事日程第1号に付議された案件は、総て終了いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 明日は、午前9時より、引き続き一般質問を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（14時12分 散会）